

領域略称名：法と人間科学
領域番号：1301

平成25年度科学研究費補助金「新学術領域研究
(研究領域提案型)」に係る中間評価報告書

「法と人間科学」

(領域設定期間)

平成23年度～平成27年度

平成25年6月

領域代表者 (北海道大学・大学院文学研究科・教授・仲真紀子)

目 次

1. 研究領域の目的及び概要	3
2. 研究組織（公募研究を含む）と各研究項目の連携状況	5
3. 研究の進展状況	7
4. 若手研究者の育成に関する取組状況	10
5. 研究費の使用状況（設備の有効活用、研究費の効果的使用を含む）	11
6. 総括班評価者による評価	12
7. 主な研究成果（発明及び特許を含む）	14
8. 研究成果の公表の状況（主な論文等一覧、ホームページ、公開発表等）	18
9. 今後の研究領域の推進方策	27
10. 組織変更等の大幅な計画変更がある場合は当該計画	29

1. 研究領域の目的及び概要（2ページ程度）

研究領域の研究目的及び全体構想について、応募時に記述した内容を簡潔に記述してください。どのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるか、研究の学術的背景（応募領域の着想に至った経緯、これまでの研究成果を進展させる場合にはその内容等）を中心に記述してください。

以下、1. 研究領域の研究目的と 2. 全体構想について述べる。また、3. どのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるかを述べ、最後に、4. 研究の学術的背景について述べる。

1. 研究領域の研究目的

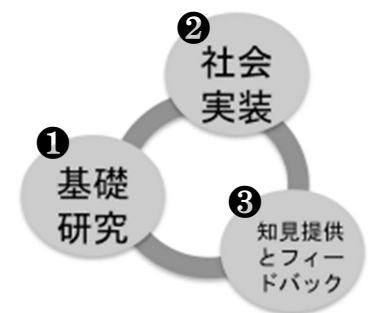
2009年に裁判員制度が開始され、応募時では1年余（現在では3年）が経過し、制度の利点や問題が議論されるようになった。また、司法への国民参加に伴い、法教育、捜査の可視化、虐待への対応、矯正や服役後の課題等、これまであまり目を向けられてこなかった実務的な問題への関心も高まっている。科学的研究と、エビデンスにもとづく解決が望まれる課題として、以下のような問題を挙げるができる。

- **制度の基盤に関わる問題【法意識と教育】**：日本の法概念、一般市民の法的考え方やその発達的变化、日本の法概念に即した法教育（法哲学、法社会学、教育）。
- **公判前の問題【捜査に関わる問題】**：虚偽自白を生まない取調べ（記憶、コミュニケーション）、正確な被疑者同一性識別（知覚、記憶）、弱者・障害者のケア等（発達、精神医療）。
- **公判での問題【法廷での問題】**：尋問方法（コミュニケーション、認知）、宣誓の理解（嘘に対する意識、法意識）、法律用語の理解（語彙、知識）、裁判員・裁判官による証拠評価や意志決定のプロセス（意志決定）、訴追手続きや弁護の有効性（コミュニケーション、説得）。
- **公判後の問題【福祉、支援の問題】**：薬物やギャンブル依存、性犯罪等、特性に応じた処遇が必要な強制プログラムやその評価（精神医療、発達）、被告人、被害者、参考人等による判決の受け入れや満足度（法意識、刑罰に対する意識）。

こういった問題は、基礎的な実験や調査により得られた心理学的知見を応用するだけでは解決できない。現実的な法や制度のもとでの人間行動の理解、解明が必要であり、司法のフィールドとの連携や協働がなければ、情報収集も成果還元も不可能である。

諸外国では「法と心理学」の枠組みにおいて、こういった領域連携的な研究がさかんに行なわれ、エビデンスにもとづく法制度の策定や実務におけるガイドラインの作成、実務家訓練が推進されている。しかし、我が国ではこういった共同研究が系統的に行なわれることはなく、実務への貢献にも制約があった。司法に関わる人間の行動に関する心理・社会科学的な実証研究が行われるようになったのは、1990年代半ばからである。

このような現状を踏まえ、本領域では、法学、心理学、および司法の実務の領域にまたがる新学術領域の創出を提案し、推し進める。その目標は、**①司法の実務に即した課題を、法学者、心理学者、実務家が協働し、現場のフィールドを前提として研究活動を行うこと**、**②得られた成果を制度や実務へと還元すること**、**③制度や実務からのフィードバックを得て、新たな研究課題へと投入すること**、である。そうすることにより、**我が国の学術水準の向上と強化を図り、実証科学に支えられた法の実務、法制度の構築を導き、社会の福祉と幸福のために資することを図る。**



2. 全体的構想

本申請は「研究領域提案型」であり、法学者、司法の実務家、心理・社会学者が協働して研究を行い、人材育成の道筋をつくることのできる領域を確立することを目指している。具体的には核となる研究グループとして「法意識と教育」「捜査手続き」「裁判員裁判」「司法と福祉」の4つのフィールドを形成する。以下、各フィールドおよび計画研究について述べる。

- **【法意識と教育】** 裁判員制度の成立にともない、一般市民が司法に関心を寄せ、実務にも関わるようになった。市民の法意識や法に関する教育は重要な課題である。ここでは、①唐沢班が、司法の基本的概念である「責任」等の諸概念に関し、一般市民がどのような理解の構造と判断過程を示すのかを社会調査や実験によって調べた上、これら諸概念に関する教育方法を考案する。②河合班では、厳罰化・死刑は犯罪を抑止しないという知見にもとづき、市民の厳罰化・死刑に関する信念、科学的データとの乖離を調査し、市民への知識提供を行う。③久保山班では、民事紛争をテーマに、法教育のゲーム教材を作成する。
- **【捜査手続き】** 足利事件の虚偽自白をはじめ、事情聴取の方法や記録法は現代的な問題である。ここでは、④高木班が、虚偽自白発生防止を組み込んだ被疑者面接技法の作成を、⑤厳島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。また、⑥佐藤班は、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するシステムを作成する。
- **【裁判員裁判】** 裁判員制度が開始され、市民による司法参加に伴う問題や支援の必要性が明らかになってきた。⑦伊東班は、マスコミによる報道など、証拠以外の情報が市民の認知や司法判断に及ぼす影響を明らかにし、裁判員制度運用に関する提言を行う。⑧指宿班は裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、ガイドラインの策定を行う。
- **【司法と福祉】** 被害者をどのように保護支援するか、犯罪を犯した者の立ち直りにどう働きかけるかという問題を扱う。⑨仲班は発達心理学の視点に立ち、虐待被害を受けた子どもに対する事情聴取の方法を確立するとともに、司法関係者、医療関係者、福祉関係者との連携のあり方を調べる。⑩石塚班は、発達障害における成人・少年の一貫した処遇の検討などを通して、人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を提案する。

以上のすべての研究班において (a) 実務家との問題共有、(b) 基礎研究、(c) 実務家・市民への成果提供 (提言、ガイドラインの作成、実務家研修、教材の普及等)、(d) 実務家・市民からのフィードバック、というサイクルにより研究を推進する。特に (c) の成果提供は総括班が指揮を取り、10 グループ (公募班参加後は 18 グループ) が連携をもって実施する。具体的にはデータベースを作り、HP 等によって提供する他、学会などの前後に実務家に対する共同研修を行う。

3. 本領域のどのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるか

この領域の特徴は、(a) 心理学者、法学者、司法の実務家という複数の視点による問題共有、(b) 協働による研究、(c) 社会への実装 (研修、提言、ガイドライン、教材、授業、講演)、(d) フィードバックのプロセスを繰り返すことにより、研究を進めることである。このことにより、法学と心理学は、現実の制度における人間行動の解明という機会が与えられ、実務においては、エビデンスに基づく意思決定や制度構築が可能になる。また、その効果測定は、研究領域のさらなる向上・強化につながる。

4. 研究の学術的背景

欧米では 1970 年代後半頃より、法と心理学の領域が顕現してきた。アメリカでは 1976 年にアメリカ心理学会の部会として法と心理学会が設立され、Law & Human Behavior 誌を発行している。西欧ではヨーロッパ心理・法学会が 1991 年に設立され、Psychology, Crime & Law 誌を発行している。1998 年からは 4 年に 1 度、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの合同法と心理学会が開催され、日本からの参加も多い。これらの会議・学会では司法に関わる種々の課題が心理学者、法学者、実務家間で議論され、制度設計や評価において用いられている。日本では 2000 年に法と心理学会が設立され、法学者、心理学者と弁護士、家裁調査官等の実務家の協働が見られるようになった。このような準備のもと、新学術領域を立ち上げた。

2. 研究組織（公募研究を含む）と各研究項目の連携状況（2ページ程度）

領域内の計画研究及び公募研究を含んだ研究組織と領域において設定している各研究項目との関係を記述し、研究組織間の連携状況について図表などを用いて具体的かつ明確に記述してください。

以下、1. で、領域内の計画研究及び公募研究を含んだ研究組織と、領域において設定している各研究項目との関係を記述する。その上で、2. で表を用いて、研究組織間の連携状況について述べる。

1. 研究組織、および領域において設定している各研究項目

本研究課題では10の研究班と8つの公募班が4つのフィールドを形成し、活動する。これらのフィールド全体のリーダーシップをとり、またそれぞれの活動を支援するために、総括班に支援室を設ける。また、各計画研究班の代表は総括班の班員として、全体の組織運営、および各フィールドの運営に携わる。

以下、各フィールドおよび班ごとの研究項目について述べる。次頁の表1に研究組織、および領域において設定している各研究項目を示す。①～⑩の番号のあるものは計画班、⑪～⑱は公募班を示す。

【法意識と教育】裁判員制度の成立にともない、一般市民が司法に関心を寄せ、実務にも関わるようになった。市民の法意識や法に関する教育は重要な課題である。①唐沢班は、「責任」等の諸概念に関し、一般市民がどのような理解の構造と判断過程を示すのかを社会調査や実験によって調べた上、これら諸概念に関する教育方法を考案する。②河合班では、厳罰化・死刑は犯罪を抑止しないという研究成果にもとづき、市民の厳罰化・死刑に関する信念、科学的データとの乖離を調査し、市民への知識提供法を行う。③久保山班では、民事紛争をテーマに、法教育のゲーム教材を作成する。④長谷川班では、小学校高学年を対象とした法教育の授業を企画し、その効果検証を進める。

【捜査手続き】足利事件の虚偽自白をはじめ、事情聴取の方法や記録法は現代的な問題である。⑤高木班が、虚偽自白発生防止を組み込んだ被疑者面接技法の作成を、⑥厳島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。また、⑦佐藤班は、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するシステムを作成する。

【裁判員裁判】裁判員制度が開始され、市民による司法参加に伴う問題や支援の必要性が明らかになってきた。⑧伊東班は、衝撃的な犯罪現場の提示や証言など、情動情報が市民の認知や司法判断に及ぼす影響を明らかにし、裁判員制度運用に関する提言を行う。⑨指宿班は、裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、ガイドラインを策定する。⑩佐伯班では、裁判員裁判における量刑判断の在り方について、手続二分や裁判員に提示される量刑傾向に関する情報の効果を検討する。⑪石崎班では、事件に関する情報の重み付けが評議に及ぼす影響について研究する。⑫山崎班では、検察審査員の心的プロセスを明らかにし、検察審査会の議決の妥当性を評価し得る心理学モデルの構築を目指す。

【司法と福祉】被害者の保護支援、犯罪を犯した者の立ち直りの矯正・支援に関する問題を扱う。⑬仲班は発達心理学の視点に立ち、虐待被害を受けた子どもに対する事情聴取の方法を確立するとともに、司法関係者、医療関係者、福祉関係者との連携のあり方を調べる。⑭石塚班は、発達障害における成人・少年の一貫した処遇の検討などを通して、人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を提案する。⑮櫻井班では、カルト問題に焦点を当て、逆境を経験したサバイバーの「生き抜く智慧」「立ち上がる力」について研究する。⑯唐沢か班では心の推論や責任判断と対人行動との関連を踏まえ、被害者自身が望む「被害者理解」を促進する知見の産出を目指す。⑰安田班では、DV被害を中心に、現場支援者間、現場支援者と弁護士といった異なる専門家間での連携の実態と可能性を調べる。そして⑱田中班では、司法面接に焦点を当て、面接者の質問形式と子どもの応答との関係性や、子どもの語りの特徴を調査する。

2. 研究組織間の連携状況

それぞれの研究班は、① 基礎研究を行い、② 得られた成果を制度や実務へと還元し、③ 制度や実務から

のフィードバックを得て、新たな研究課題へと投入するというサイクルで活動を進める。①と③は各研究班ごとに（あるいは比較的局所的な連携により）実施するが、②は研究班、フィールドをまたぐ連携活動によって行う。具体的には、【1】司法に関わる専門家や実務家（弁護士、警察官、児童相談所職員等）を対象とする実務家研修、【2】法学者、心理学者と実務家が共同で行うシンポジウムや研究会（札幌法と心理学研究会）、【3】市民や実務家を対象とする模擬裁判により行う。また、領域内での意思統一を図り、問題意識や成果の共有のために【4】合宿（全体会）を行い、【5】HP、冊子体によるニューズレター、電子媒体による法と人間科学通信により、これらの活動を支援・広報する。【1】-【4】は有機的連携を、【5】は有機的発信を目指している。

表1：研究組織（左）と4つのフィールド（右）（①-⑩は計画班、⑪-⑱は公募班を示す）

総括班	組織運営上の役割	4つのフィールドと研究項目	
◎仲真紀子（代表） 法と人間科学・ 司法面接支援室	取りまとめ ・総括支援	【法意識と教育】	①唐沢穰（責任概念）：唐沢、松村、村上、奥田、膳場 ②河合幹夫（刑罰と犯罪抑止）：河合、葛野、木下、平山、久保、木村 ③久保山力也（法教育）：久保山、藤本、井門 ⑪公募班（長谷川）
◎松村良之 唐沢 穰 河合幹夫 久保山力也	公募担当	【捜査手続き】	④高木光太郎（被疑者面接法）：高木、大橋、森、脇中 ⑤巖島行雄（目撃証言の識別・尋問方法）：巖島、原、高橋、山田、北神、室井、伊藤 ⑥佐藤達也（供述の三次元地層モデリング）：佐藤、稲葉、岡田
◎佐藤達也 ◎森直久 巖島行雄 高木光太郎	広報・教育 担当	【裁判員裁判】	⑦伊東裕司（裁判員の判断過程）：伊東、中川、湊野、藤田 ⑧指宿信（可視化の制度構築と裁判員裁判）：指宿、稲田、中島 ⑫公募班（佐伯）⑬公募班（石崎）⑭公募班（山崎）
◎指宿信 ◎城下裕司 伊東裕司	出版担当	【司法と福祉】	⑨仲真紀子（子どもへの司法面接）：仲、白取、城下 ⑩石塚伸一（犯罪者・非行少年処遇）：石塚、浜井、赤池 ⑮公募班（櫻井）⑯公募班（唐沢か）⑰公募班（安田）⑱公募班（田中）
◎白取祐司 石塚伸一	領域全体 集会担当		

表2：【1】-【5】の連携状況（数字は連携した班を、◎は全員が参加していることを示す）

		【1】実務家研修	【2】シンポジウム・研究会	【3】模擬裁判	【4】合宿	【5】HP等
法意識と教育	①A01-001 責任概念（唐沢）	①③④⑤⑦⑨⑪⑫⑭	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑪⑫⑬⑭	③⑤⑨⑭	◎	◎
	②A01-002 刑罰と犯罪抑止（河合）	-	①②③⑦⑨⑪⑫	③⑨⑭	◎	◎
	③A01-003 法教育（久保山）	①⑪	①②⑤⑦⑧⑨⑫	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑯⑰	◎	◎
	⑪A01-004 公募研究（長谷川）	①③④⑤⑦⑨⑪⑫⑭	①②⑧⑨⑪	-	◎	◎
捜査手続き	④A02-001 被疑者面接技法（高木）	①④⑨⑪	①④⑦⑧⑨⑫	③⑤⑨	◎	◎
	⑤A02-002 目撃証言（巖島）	①⑤⑨⑪	①③⑦⑧⑨	③④⑦⑧⑯	◎	◎
	⑥A02-003 三次元地層（佐藤）	-	①④⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑯⑰	③⑨⑭	◎	◎
裁判員裁判	⑦A03-001 裁判員の判断（伊東）	①⑦⑨⑫⑮	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑯	③⑤⑦⑧⑨⑫⑭	◎	◎
	⑧A03-002 可視化（指宿）	-	①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭	③⑤⑦⑧⑨⑫⑭	◎	◎
	⑫A03-003 公募研究（佐伯）	①⑪	①②③⑦⑧⑯⑫	③⑦⑧⑫	◎	◎
	⑬A03-004 公募研究（石崎）	-	①⑥⑦⑧⑨⑭	③	◎	◎
	⑭A03-005 公募研究（山崎）	①⑪	①⑥⑦⑧⑨⑬	①②③⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭⑯⑰	◎	◎
司法と福祉	⑨A04-001 司法面接（仲）	①④⑤⑦⑯⑰⑱	①③④⑤⑥⑦⑧⑯⑫⑬⑭⑮	①②③④⑤⑥⑦⑧⑫⑬⑭⑯⑰	◎	◎
	⑩A04-002 犯罪者・非行（石塚）	-	④⑥⑦⑧⑨⑫⑮	⑨⑭	◎	◎
	⑮A04-003 公募研究（櫻井）	⑦⑨⑮	-	-	◎	◎
	⑯A04-004 公募研究（唐沢か）	-	⑥⑦⑧⑨⑫⑮	③	◎	◎
	⑰A04-005 公募研究（安田）	⑨⑰	⑥	③	◎	◎
	⑱A04-006 公募研究（田中）	①③④⑤⑦⑨⑫⑭	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑫⑬⑭	③⑤⑨⑭	◎	◎

3. 研究の進展状況〔設定目的に照らし、研究項目又は計画研究毎に整理する〕（3ページ程度）

研究期間内に何をどこまで明らかにしようとし、現在どこまで研究が進展しているのか記述してください。また、応募時に研究領域として設定した研究の対象に照らして、どのように発展したかについて研究項目又は計画研究毎に記述してください。

以下、1. 応募時に記述した研究期間内の目標について述べ、2. 現在どこまで研究が進展しているのか、その経過について述べる。また、3. 応募時に設定した研究の対象に照らして、どのように発展したかを、計画研究毎に記述する。

1. 応募時に記述した研究期間内の目標

計画書に示した通り、期間内に、以下の3点を達成する。

- (1) **基礎研究と「道具」の作成**：10の計画研究課題は、それぞれが研究の目標を追求し、新たな学術的成果を得るとともに、社会実装のための**道具**を作り出す。それは、**【法意識と教育】の教材**（①、②、③）、**【捜査手続き】における事情聴取法**（④、⑤）や**供述の査定法**（⑥）、**【裁判員裁判】における実務家研修マニュアル**（⑦、⑧）、**【司法と福祉】における実務家研修プログラム**（⑨）、**処遇支援**（⑩）などである。
- (2) **道具の使用とフィードバック**：上記の道具を、市民、実務家に提供し、社会実装するとともにフィードバックを得る。これは有機的連携（**【1】実務家研修、【2】シンポジウム・研究会、【3】模擬裁判、【4】合宿**）、ならびに有機的発信（**【5】HP・ニューズレター・通信等**）によって行う。
- (3) **学術研究への投入**：得られたフィードバックから、さらに基礎研究を発展させる。これは（1）をスパイラルに発展させたものとなる。

なお、各研究班は、このサイクルを期間中に少なくとも4回は繰り返すことを目標とした。

2. 現在どこまで研究が進展しているのか

(1) 基礎研究と「道具」の作成の進展

【法意識と教育】

- ① **A01-001 唐沢班（責任概念）**：唐沢班は司法における基本的概念の一つである「責任」に注目し、その歴史的展開や発達を調べるとともに、「責任」を含む教育教材の開発を目指している。これまでに、責任概念について規範論的・心理学的整理を行い、個人の責任／組織の責任の概念が異なることや、規範意識や懲罰動機は責任のとりかた（量刑等）に影響を及ぼすことを調査、実験により明らかにした。
- ② **A01-002 河合班（刑罰と犯罪抑止）**：河合班は、厳罰化・死刑に関する信念と科学的知見との関係性を調べ、市民に科学的に裏付けられた知識を提供する方法を検討している。まず、市民の意識をより正確に捉えることを目指して、討論形式の世論調査の方法について検討し、予備調査を行った。結果を踏まえ、刑罰に関する市民の意識を精査し、その上で知識提供の方法を探る。
- ③ **A01-003 久保山班（法教育）**：久保山班では民事紛争を題材とした、法教育のゲーム教材を作成する。紛争解決に関する複数のパターン（自治法廷、弁護士等の専門家、長老のような権威者による判断、いじめを題材としたビデオゲーム）などに対する市民の反応を調べ、主体的に問題に慣れ親しむことでより柔軟な解決を目指す、ゲームを試作した。

【捜査手続き】

- ④ **A02-001 高木班（被疑者面接技法）**：高木班では、虚偽自白の発生を防ぐ被疑者面接技法の作成を目指している。糾問的で自白を得やすいとされる米国の Reid テクニック、自白を得ることよりも情報収集を目指す英国の PEACE アプローチ、および日本の伝統的取り調べ法を比較するとともに、日本における現実の取調べを分析した。その結果、枠組みを明確にした上で取調べを行う欧米の方法に比べ、日本では曖昧なコミュニケーションのなかで情報収集が行われていることを明らかにした。これらを踏まえ、日本型の取調べ法の検討を開始した。
- ⑤ **A02-002 巖島班（目撃証言の識別・尋問方法）**：巖島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。そのために、目撃証言の正確性に影響を及ぼす種々の要因、すなわち情報源モニタリ

ング、スキーマ、視覚的注意、顔の示唆性、顔の識別後のフィードバック（合っている、いない等）、非言語音による発話者の同一性識別等につき、実験研究を行い、効果の所在を明らかにした。

- ⑥ **A02-003 佐藤班（供述の三次元地層モデリング）**：佐藤班では、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するコンピュータプログラム（KTH CUBE）を作成し、これを用いて供述の分析を行うことを目指している。まず、供述を図的に示すことの情報理論的意義につき考察し、大量の情報を処理するための認知的付加の提言、多角的な観点から情報を概観できるパースペクティブを実現することの効果を明らかにした。

【裁判員裁判】

- ⑦ **A03-001 伊東班（裁判員の判断過程）**：伊東班では、裁判員による司法判断に影響を及ぼす種々の要因、特に情動的な要因について検討している。これまでに複数の実験研究を行い、グロテスクな写真を提示することの効果、マインドセットと説示が判断に及ぼす影響、被害者意見陳述等の感情に関わる要因が事実認定判断に及ぼす影響について明らかにした。
- ⑧ **A03-002 指宿班（可視化の制度構築と裁判員裁判）**：指宿班では、裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、提言やガイドラインの策定を行うことを目指している。これまでに、取調べのあり方により生じたとされる冤罪について精査し、可視化に関わる問題と論叢、検察庁、警察庁の動向、心理学的課題について検討した。

【司法と福祉】

- ⑨ **A04-001 仲班（司法面接）**：仲班は認知・発達心理学の視点に立ち、虐待被害の疑いのある子どもへの事情聴取の方法（司法面接法）を確立するとともに、司法と福祉の連携のあり方を検討することを目指している。実験研究により、異なる面接法の効果、オープン質問を行うことの意義を明らかにするとともに、出来事を報告することの意義を調べた。これらを踏まえ専門家に研修を行い、フィードバックを得た。
- ⑩ **A04-002 石塚班（犯罪者・非行少年の処遇）**：石塚班は、発達障がいをもつ者などへの処遇のありかたを検討し、人間科学の知見の活用を考える。これまでに、処遇・矯正に関して重要なトピックを4つ取り上げ（すなわち、発達障害、性犯罪者、薬物依存症者、刑事施設での宗教活動）、これらにつき情報収集を行った。これらを踏まえ、調査研究の計画を立てた。

(2) 道具の使用とフィードバック（【1】～【5】）の進展

(1) で行った研究、それを受けての「道具」を実務家や市民を対象に提供し、そのフィードバックを得ることは本領域を推進するための重要なエンジンとなっている。以下、【1】司法に関わる専門家や実務家（弁護士、警察官、児童相談所職員等）を対象とする**実務家研修**、【2】法学者、心理学者と実務家が共同で行う**シンポジウムや研究会（札幌法と心理学研究会）**、【3】市民や実務家を対象とする**模擬裁判**、【4】**合宿（全体会）**を行い、【5】HP、冊子体による**ニューズレター**、電子媒体による**法と人間科学通信**に関する成果について述べる。

【1】実務家研修：実務家研修は、以下に示すように、平成23年度は2回、24年度は2回、25年度は（3回中の）1回実施した。研究者、実務家（弁護士、警察官、家裁調査官、教員、カウンセラー等）の参加があり、知見の提供を行うとともに、質疑応答、調査表等により、現場の声を収集した。

- **23年度**：5月27日（学習院大学）「目撃供述はなぜ誤るのか：その原因と目撃供述の評価法」（厳島班）；9月18日（日本大学）「被疑者へのビデオ録画面接の効果：面接技術の向上のためにも」（R.ブル レスター 大学教授）
- **24年度**：6月1日（岡山大学）「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」（唐沢班・長谷川班）；9月14日（専修大学）「コミュニケーション弱者のための取り調べ技法：情報収集アプローチ」（高木班・仲班）
- **25年度**：4月27日（北海道大学）：「大学のカルト対策～被害者への具体的な援助と方策～」（櫻井班）

【2】シンポジウム・研究会

- **23年度**：10月1日（名古屋大学）「エビデンスに基づく取り調べの科学化」（唐沢班・高木班・指宿班・仲班）；**24年度**：10月19日（青山学院大学）「法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」（唐沢班・指宿班・高木班・仲班）；25年1月12日（東京商工会議所）「『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来」（唐沢班・佐藤班・指宿班・伊東班・唐沢(か)班・仲班・石塚班）；3月17日（慶應義塾大

学)：「裁判員裁判と心理学：心理学的研究は何を語るのか？」(伊東班・佐伯班)；25年度：6月8日(学習院大学)：「裁判員裁判をめぐる心理学的諸問題-何が問題か・どう対処するか」(唐沢班・仲班)

- 札幌法と心理学研究会：研究班員や実務家・専門家による「札幌法と心理学研究会」を、北海道大学において、平成23年度は5回、平成24年度は8回、平成25年度は3回(6月まで)開催した。

【3】模擬裁判：平成23年度、24年度にそれぞれ1度実施した。

- 24年2月26日(札幌市資料館：旧札幌控訴院法廷)：幼児への虐待、心理学者による専門家証言、量刑判断に焦点を当てた模擬裁判を行い、研究者、実務家(弁護士、家裁調査官等)、市民が参加した。
- 25年3月3日(秋田大学)：「いじめ問題プロジェクト -いじめ・人権・教育・法-」として学校でのいじめ事案にもとづく模擬裁判を行い、研究者、実務家(弁護士、教員)、市民が参加した。

【4】全体会・合宿：平成23年度は「全体会」、24年度はより実質的な議論・意見交換を行う合宿を実施した。領域形成について議論を行うため、24年度は事前課題を設け、グループワークを実施した。

【5】HP・ニューズレター・通信等：23年度にHPを立ち上げ、【1】～【4】の情報や計画研究班、公募班の活動を掲載した。また、学生・院生、実務家からの問い合わせが可能なデータベースとしての充実も図りつつある。ニューズレター、電子媒体による法と人間科学通信を各3号発信した。

3. 応募時に設定した研究対象に照らし、どのように発展したか

本領域で設定した研究対象は、(1)既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成を目指す、(2)異なる学問分野の研究者が連携して行う共同研究等の推進により、当該研究領域の発展を目指す、(3)多様な研究者による新たな視点や手法による共同研究等の推進により、当該研究領域の新たな展開を目指す、の3点を設定した。以下、各点につき順に述べる。

(1) 既存の学問分野の枠に収まらない新興・融合領域の創成ができたか：本領域は法学と人間科学の融合を目指している。しかし、共同研究を行うだけでは、新しい知見・方法の持ち寄りだけでは、一体化は困難である。そこで、本領域では研究のサイクルに「実務家への研修」を取り入れ、現実の法教育、事件捜査、裁判、あるいは福祉・司法の場で用いることのできる「道具」を作り出すことを目指した。研究成果を実務家に提供し、フィードバックを研究に投入するという方法は、「現実に使えるか」「使うことで明らかに状況が改善されるか」という厳しい基準により、研究の方法や成果の発信の仕方に影響を及ぼしている。

一指標として、23年度と24年度の「道具の使用とフィードバック」(【1】～【5】)への参加者数と、参加者の職種を調べた。人数がカウントできたものみの統計であり、制約はあるが、参加者総数は23年度は162人、24年度は256人で、56%の増加であった。職種の割合を図1に示す。23年度は法学者、心理学者、社会学者がそれぞれ15%、52%、0%で、大半が心理学者であり、専門家・実務家は全体の22%であった。24年度は法学者、心理学者、社会学者の割合は23%、33%、7%となり、専門家・実務家の職種も弁護士、警察・検察、家裁調査官、児童相談所職員、教員と広がっている。実務家に提供し、社会実装を目指すことのできる成果を出す事のできる新興・融合領域の萌芽が見える。

(2) 異なる学問分野の研究者が連携して行う共同研究等の推進により、当該研究領域が発展したか：本領域の成果には、法学、心理学分野に属するとされる研究者が共同で問題解決に挑み、社会に提言をしている例が多数見られる(白取「刑事司法における心理学・心理鑑定の可能性」、指宿「可視化へ!」等)。

(3) 多様な研究者による新たな視点や手法による共同研究等の推進により、当該研究領域の新たな展開を目指

せたか：法解釈、判例分析、法や法制度の国際比較等は法学の資産であり、実験・調査法、モデリング等は心理学の資産である。これらを融合させ、法の実務の上で意義のある課題を実証的に検討するという展開が見られた(仲「エビデンスにもとづく取調べの科学化」、佐藤「KTHキューブ」等)。

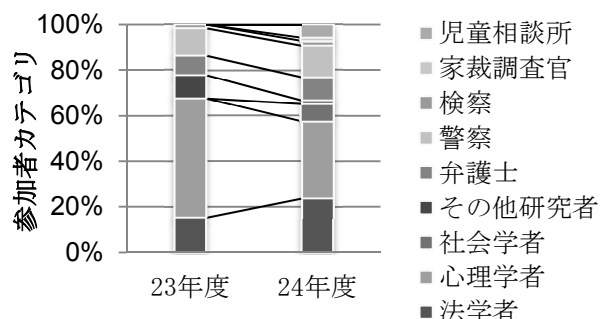


図1：年度ごとの参加者カテゴリ (%)

4. 若手研究者の育成に係る取組状況（1 ページ程度）

領域内の若手研究者の育成に係る取組状況について記述してください。

以下、1. 若手研究者育成の取組状況について述べ、2. 若手育成の現状についても述べる。

1. 若手研究者の育成の取組状況

若手研究者を、A グループ（最終学歴以降のキャリアがおよそ 10 年程度までの研究者）、B グループ（大学院生）に分け、それぞれに対する育成計画と取組状況について述べる。人文社会系では、若手研究者の育成は、個別の研究者が教員または同僚として、特定の研究課題についてデータ・資料の収集方法や分析方法、論文執筆の指導・支援をするなかで行うことが一般的である。これに加え、本領域では、（1）公募班における若手研究者の採用（A グループ）、（2）学会・シンポジウム・研究会等における若手研究者・院生の報告の支援（A、B グループ）、（3）実務家研修や模擬裁判への参加の促進（A、B グループ）、（4）法と心理学の領域に関心をもつ学生の開発（B グループ）、により若手研究者の育成を行った。

（1）公募班における若手研究者の採用（A）：24 年度に公募を行った。積極的に若手を採用するという方針のもと、8 班中 6 班を若手研究者とした。すなわち、A03-003 佐伯班、A03-004 石崎班、A03-005 山崎班、A04-005 安田班、A04-006 田中班を採択した（なお、田中班は、出産のため 1 年休職となった）。

（2）学会・シンポジウム・研究会等における若手研究者・院生の報告の支援（A, B）：法学者、心理学者、実務家による札幌法と心理学研究会での報告を支援した。23-24 年度中の 15 回中、院生、若手研究者ならびに院生の報告は 4 回であった。特に院生の報告においては、例えば報告者が心理学院生である場合、心理学のみならず法学の教員が助言する等、融合的な教育ができるように支援した。

（3）実務家研修や模擬裁判への参加の促進（A, B）：実務家への知見提供を目的とした実務家研修や、実務家、研究者、市民が交流する模擬裁判に、学部生、院生を助手として積極的に登用し、実務的問題への関心を高める配慮を行った。25 年度前期までの 5 回の実務家研修における学部生、院生のアシスタント数は延べ 20 人であった。

（4）法と心理学の領域に関心をもつ学生の開発（若手育成支援のためのデータベースの作成；B）：法と心理学の領域に関心をもつ学部生、院生のために、法と人間科学の HP に各研究者の研究領域、研究課題、トピックを日本語と英語で提示し、学生や留学生が連絡をとれるように構築中である。

2. 若手育成の現状

若手の育成の現状を、学生数および研究の報告数という観点から検討した。

（1）学生数：法と人間科学を志す学生がどの程度存在するのか、各フィールドの研究者が指導している学生数をカウントした（表 3）。法学分野では「法意識と教育」、心理学分野では「捜査手続き」と、ともに伝統的に研究が行われてきた領域の学生数が多い。新しいフィールドの学生の育成を重点化する必要がある。

（2）研究報告数：また、23 年度、24 年度の学会等での発表件数、論文数を、班員（研究者）と学生をわけてカウントした（図 2）。23 年度に比べ、24 年度においては、学生の発表数、論文数が増加している。これらは、若手の指導、育成が進んでいることを示唆している。

表 3：平成 25 年度の学部生、院生数

法学	学部生	院生(修士)	院生(博士)	その他 PD 等
法意識と教育	140	8	2	2
捜査手続き	17	0	2	1
裁判員裁判	0	0	2	2
司法と福祉	21	3	6	5
心理学	学部生	院生(修士)	院生(博士)	その他 PD 等
法意識と教育	140	8	2	2
捜査手続き	17	0	2	1
裁判員裁判	0	0	2	2
司法と福祉	21	3	6	5

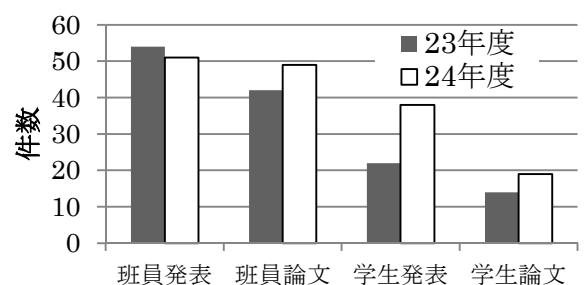


図 2：23年度と24年度の研究報告数

5. 研究費の使用状況（設備の有効活用、研究費の効果的使用を含む）（1 ページ程度）

領域研究を行う上で設備等（研究領域内で共有する設備・装置の購入・開発・運用・実験資料・資材の提供など）の活用状況や研究費の効果的使用について総括班研究課題の活動状況と併せて記述してください。

本領域には、領域研究を行う上で共有する特定の設備・装置はない。しかし、申請書にも述べたように、総括班で「法と人間科学支援室」を作り、仲班の「司法面接支援室」とも協同しながら、領域で行う種々の事業を支援している。以下では、1. 法と人間科学支援室の活動状況と、2. 研究費の効果的使用について、総括班研究課題の活動状況とも併せて記述する。

1. 法と人間科学支援室の活動状況

法と人間科学支援室は、北海道大学大学院文学研究科内のプロジェクト室に設置され、学術研究員2名が常駐し、下記の活動を行っている。特に、① 基礎研究、② 「道具」の使用とフィードバック、③ 研究への再投における②については【1】実務家研修、【2】シンポジウム・研究会、【3】模擬裁判、【4】合宿、【5】HP・ニューズレター・通信等すべてにおける実務を支援室が担っている。

具体的には【1】実務家研修、【2】シンポジウム・研究会、【3】模擬裁判においては、その計画段階から参与し、(a)研究者間の連絡、(b)資料の作成、(c)必要な場合には会場のサーチと予約、(d)ポスターの作成と配布、(e)当日または前日からの支援をしている。また、【4】については、(a)事前課題の準備、(b)出欠者管理、(c)ホテル・会場の一括予約、(d)グループワークの準備と実施を担った。【5】については、(a)HPの作成と維持、(b)ニューズレター、通信の記事の依頼、紙面のデザインと作成、送付などを行った。加えて、(c)領域研究者のデータベース管理、実務家研修参加者等のデータ管理、データベースの作成、(d)模擬裁判の記録の書き起こし等資料の作成と管理などを行っている。なお、支援室ではビデオカメラ、ICレコーダなどを貸し出す等の機材支援も行っている。

2. 研究費の効果的使用

総括班の研究費は、以下のように使用している。主な用途は、(a)謝金等（支援室員の雇用、講演者等への謝金）、(b)旅費（領域代表者および支援室員の交通費、講演者等の旅費）、(c)広報・成果報告費用などである。

	23年度	24年度	内容
設備備品費			
DVD デュプリケーター	207	-	シンポジウム、研修の記録を作成しustream、e-learning等で配信。各研究班が、これをフィードバック資料として用いている。
画像用サーバーパソコン	494	156	
ソフトウェア一式	777	-	
サーバー・ミラー用パソコン	371	-	
HD	149	-	
プロジェクター	199	-	
消耗品			
画像記録用ビデオ機材	1,266	-	研修の手配、情報収集、事務連絡等に使用
PC 消耗品	1,091	146	
インク	162	2	
書籍	189	170	
文房具	2,257	726	
旅費			
国外旅費	877	1,700	シンポジウム、全体集会等の旅費
国内旅費	1,862	2,266	
国内講師旅費	59	349	
謝金等			
雇用謝金	3,611	4,771	支援室の維持ならびにシンポジウム、全体集会、研修等の補助、テーブル起こし、および講師謝金
研修補助・事務補助	117	501	
講師謝金	410	160	
その他			
ポスター印刷	109	157	シンボ等の広報 広報・成果報告 広報・成果報告 ポスター送付等 全体集会等
リーフ・報告書	649	320	
ニューズレター	0	92	
郵送費	76	90	
会議費	88	53	
場所代	10	733	
テーブル起こし	173	-	
取材費用（DVD作成）	95	385	
HP	989	-	
その他	99	218	

6. 総括班評価者による評価（2ページ程度）

総括班評価者による評価体制や研究領域に対する評価コメントを記述してください。

ここでは、1. 総括班評価者による評価体制について説明し、2. 評価方法と3~4. その結果について述べる。

1. 評価体制：アドバイザリーボード

本研究領域では、アドバイザリーボードを有している。ボードは、村井敏邦（大阪学院大学）、浜田寿美男（立命館大学）、浅田和茂（立命館大学）、宮澤節生（青山学院大学）、D・フット（東京大学）、K・アンダーソン（オーストラリア国立大学）、J・G・デラハンティ（チャールズ・スタート大学）、C・シュワルツネガー（チューリヒ大学）、K・パク（韓国国立忠北大学）、D・ジョンソン（ハワイ大学）、R・ブル（レスター大学）から成る。

2. 領域に対する評価とコメントの方法

都合のつかなかったフット氏、アンダーソン氏、シュワルツネガー氏を除く8名に文書にて評価を依頼した。

【国内委員】：日本の委員4人には、「法と人間科学『中間報告書』」（平成25年3月作成：142ページ）とホームページ（<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>）を提示し、(a) シンポジウム・ワークショップ、(b) 実務家研修、(c) 模擬裁判、(d) HP、(e) 領域の形成、(f) 各研究班・フィールドの連携状況、(g) 総括班の活動、(h) 若手の育成・支援について3段階（A：良好、B：普通、C：要改善）で評価を求める他、ポジティブに評価できるところと足りない点につき、自由記述による評価を求めた。また、上記『中間報告書』における各班の報告についても、評価を求めた。

【国外委員】：上記『報告書』は日本語であるため、国外委員には“英語による本領域の説明”、“業績リスト”、“活動リスト（英語）”を送付した（日本語が堪能な1名には中間報告書も送付した）。(a) 全体としての班の活動、(b) シンポジウム、(c) 模擬裁判、(d) 実務家研修、(e) 法と心理学研究会、(f) ニュースレターと通信の各項目について、それぞれが「研究に役立っているか」「社会還元に関与しているか」「研究者・実務家との連携に関与しているか」を、3段階で評価を求めた。また、評価できる点、弱点、および今後に向けてのコメントを求めた。

3. 結果：3段階評価

国内外委員による評価（Aの個数）を示す。Bの個数は記述せず、Cがあった場合のみCの個数を示す。

【国内委員】			
項目	評価	研究班	評価
(a) シンポジウム	4A	A01-001 責任概念	4A
(b) 実務家研修	4A	A01-002 刑罰	1A
(c) 模擬裁判	3A	A01-003 法教育	2A (1C)
(d) HP	4A	A02-001 被疑者面接	3A
(e) 領域の形成	4A	A02-002 目撃証言	4A
(f) 連携	1A	A02-003 三次元地層	4A
(g) 総括班	3A	A03-001 裁判員	3A
(h) 若手	2A	A03-002 可視化	2A
		A04-001 司法面接	4A
		A04-002 犯罪・非行	2A

【国外委員】			
(a) 全体としての班の活動 4A			
*下記項目は、研究、社会還元、連携に関与しているか			
	研究	社会還元	連携
(b) シンポジウム	4A	4A	4A
(c) 模擬裁判	4A	4A	4A
(d) 実務家研修	4A	4A	4A
(e) 研究会	4A	4A	4A
(f) ニュースレター等	4A	4A	4A

シンポジウム・研究会、実務家研修、模擬裁判、HP、ニュースレターなどの活動については、国内外とも、高い評価が得られている。これに対し、各班の連携、若手育成については改善が求められる（これらについては、下記、自由記述欄にもあるように、成果が見えにくいとの指摘があった）。また、成果が発揮できていない班への指摘があった（A01-003は報告書への記載がなかったため、評価が低くなった）。

4. 結果：自由記述

以下、見出しとともに自由記述の内容を示す。さらなる連携、国際交流、質的研究や民事司法への拡大等、遅れ気味の班の支援が重要である。

■国内：長所■	
領域代表	プロジェクトの統括という点でも、自身の研究活動という点でも、研究代表者の努力は傑出している。
実務家研修	実務家研修は大いに評価できる。
A02-003	個別の研究としては、三次元地層モデリングを用いた供述分析には、今後の発展を期待したい。
新しい領域	文字通りの新しい領域を、現場実務との適切な緊張関係の元で切り拓いていることがうかがわれ、これからの成果が期待できる。
融合的領域・融合的研究	プロジェクト全体が学際（ないし学融）的に構成されており、ほとんどの班がそれを生かした研究等を行っていて、さらに成果が期待できる。
HP	ホームページが詳細で見やすく、利用しやすい。
広報	広報活動が行き届いており、「法と心理学会」が全面的にバックアップしていることもあって、各企画の報告者および

	参加者が確保されている。
公募班の効果	「公募班」が加わることによって研究の広がりや厚みが増している。
継続的研究会	継続的な研究会が行われている分野（札幌法と心理研究会や目撃証言研究会など）では、とくに研究が進展していて、注目に値する。
実務家研修	特に「実務家研修」は本研究の成果が実際に生かされると同時に、本研究に刺激を与える企画として優れている。
若手研究者育成	一定の分野で本領域における若手の研究者が育ってきている。
■国内：弱点■	
成果を発揮できていない研究班	『中間報告』に見る限り、すでに実証的成果を上げている分野と、まだ準備段階にとどまっている分野との差が見られる。後者のグループも近く成果を示すことを期待したい。
研究班	A03-002をBとしたのは、報告が1論文であり、現在までの研究状況、今後の研究の方向が具体的に見えてこないため。
若手研究者育成の記述	総括班の活動については、中間報告の記載があるので、かなり迷ったが、（注：『中間報告書』における）単に記述の誤りとしてマイナス評価はしなかった。研究班の連携や若手の育成状況については、中間報告書では明示的な記述がないので判断不能。おそらく公募班が若手育成にあたり、これを含めて、総括報告で明示されるべきところではないだろうか。中間評価なので、最終報告への注文として、あえてBにした。
相互的共同研究	各班の境界部分での相互的な討論を今後期待したい。
「中間報告書」の不備	報告書にA01-003の記載が欠けている。pdfで活動報告は拝見したが、報告書に全部揃っていることが望ましい。また、報告書の記載の仕方が班によって異なり、全体として不揃いの感がある。
到達点と今後の見通しの確認	かなり研究の基盤が整ったと思われるので、早期に、各班の到達点と今後の見通し（他班との共同企画を含む）を各班代表者に確認することが必要と思われる。
国際的相互交流	可能であれば、国際的な相互交流をさらに進展させ、本研究が国際的レベルでも通用するものであること（むしろ日本がこの分野での先進国であること）を示していただきたい。
民事も含める	本研究の多くは刑事司法に焦点を当てているが、その成果は民事司法にも有効と思われるので、弁護士の「法律相談」や裁判所の「和解・調停」なども射程に入れた研究を（たとえば公募の形式で、弁護士の協力を得て）加えることができればベターと思われる。
終了後の研究継続の将来像	この種の研究の最大の問題は、研究期間終了後の研究継続にある。今から、研究拠点の形成と発展の可能性を探り、各班の研究の将来像を描いていただきたい。
各班代表の会合	様々な項目・課題を検討するために、各班の代表者の会合を行ってはどうか。その意味でも今後は、「総括班」がイニシアティブを発揮することが重要と思われる。
■国外：長所■	
研究者が一級	すばらしい研究プロジェクトであり、参加している研究者も一級である（特に仲、指宿の研究をよく知っている）。
課題の適切性	研究は重要な実務的な含意をもっており、研究課題が焦点化されている。データは、研究課題に対応している。
学際的研究	プロジェクトは学際的に行われている。法と社会に関する複雑な問題に 대응するために、これは適切である。
フィードバックが機能	研究者は、市民、研究者、実務家からよいフィードバックを受けているようだ。このことにより、問いや方法を深化させるのに用いることができる。
問題がタイムリー	研究が、研究者にとっても、社会にとってもタイムリーである。特に、誤起訴、尋問の録音録画、裁判員制度などの研究は重要であり、これらが実施されていることは、喜ばしい。
先導的活動	多くの研究班による、パイオニア的な、イニシアティブのあるプロジェクトである。
広いスコープと科学的な深さ	「法と人間科学」の強みは、広いスコープと、科学的な深さ、実務的な有用性である。このプロジェクトは、法と人間行動のインターフェースの重要な問題やトピックを、ほぼすべて、特に、新しい日本の裁判員制度という文脈で起る重要な問題やトピックはほぼすべて、網羅している。
実務的有用性	プロジェクトは、日本の法制度や、法の行動科学を向上させるために、これらの重要な問題とトピックに関し、膨大な科学的厳密性と正確性を発揮している。
学術論文	多くの学術的な査読付学術誌に成果を公表し、データや結果を法、司法機関・組織が使用できるようにしている。
フィールド形成	4つのフィールドの構成が優れている
多くの大学・研究者	多くの大学と研究者が参加している
若手や学生	熟達した研究者のみならず、若手や学生が含まれている
実務や政策策定に有用である	研究している問題は、基礎および応用研究からの貢献を行う上で効果的であり、実務や、関連する領域（警察など）の政策策定にとっても応用できる。
査読付き学術誌の論文数と幅	査読付き学術誌における論文の数と幅、そして、研究が公表されている雑誌や書籍の質はimpressiveである。加えて、多くの研究が国際学会で報告されている。論文や学会は、多くの領域に広がっている（教育、法、心理学、犯罪学、社会学）。この広い領域が、研究のインパクトを高めている。
■国外：弱点■	
質的研究の奨励	さらに質的な研究を加えることを奨励したい。裁判員裁判の観察、司法の実務家への尋問に関する面接、誤起訴の事案に関わった人（被疑者、法律家、支援団体等）への面接などは、研究にさらなる洞察を与えてくれるだろう。
論文公表	国内、国外の雑誌に、さらなる論文の公表が必要である。
共同プレゼンテーション研究を	異なる領域の研究者が異なる視点で共同する、ということを超えて、異なる領域からの参加者による共同プレゼンテーションや、共同研究による連携が必要である。参加している研究者による共同執筆も支援すべきである。
さらなる実務家	弁護士の他、警察官、臨床家、政策策定者などを実務家として加え、捜査官、裁判所職員、法心理学者にも研修を行う。
■国外：コメント■	
賞賛する。波及効果を期待したい	これまでの活動を賞賛し、今後の持続性も奨励したい。日本においては、法と心理学に関するこういった実証研究は、たいへん希である。この研究が、他の同様の研究をも活性化していくことを望む。私もお手伝いしたい。
国外「専門家」も	日本国外からも、より多くの「専門家（適切な知識・経験を持つ人）」を取り込めるとよい。
東アジア諸国との情報交換を	このプロジェクトで確立された基盤に立ち、さらに国際・通文化的な問題やトピックを見ていくことも実りがある。東アジア諸国は、最近、互いに類似した法改正（裁判員の参加）を行った。プロジェクトの次の段階では、似た法的伝統をもつ東アジア諸国を含む通文化・国際的研究会をもつとよいだろう。日本の問題にも、新たな光が当てられるだろう。
実務のための研究と政策策定のための実験を	このプロジェクトは、研究と実務とを効果的に進めるように、よく計画されている。実務には、政策の策定が含まれるかもしれないが、実務と政策策定は分けて行うのがよいかもしれない（前者は既存の制度をどう活かすかを目標とし、後者は制度をよりよくするにはどうするかという探索的、実験的な目標を有しているのだ）。
領域の困難さに対する理解を	プロジェクトの評価にあたっては、評価者に、法と心理学が新しい領域であることをよく理解してもらう必要がある。歴史的に、法と社会科学の共同研究（研究プロジェクトの計画、実行）は困難だとされてきた。本プロジェクトは、専門家との交流を入れることでこの目標を達成する方法を構築した。この交流は、さらなる交流の機会を広げるだろう。

7. 主な研究成果（発明及び特許を含む）〔研究項目毎に計画研究・公募研究の順に整理する〕

（3 ページ程度）

現在実施している新学術領域研究（公募研究含む）の研究課題を元に発表した研究成果（発明及び特許を含む）について、図表などを用いて研究項目毎に計画研究・公募研究の順に整理し、具体的に記述してください。なお、領域内の共同研究等による研究成果についてはその旨を記述してください。

以下、3. 研究の進展状況を補足するかたちで、公募班を加え、主な研究成果を述べる。

【法意識と教育】

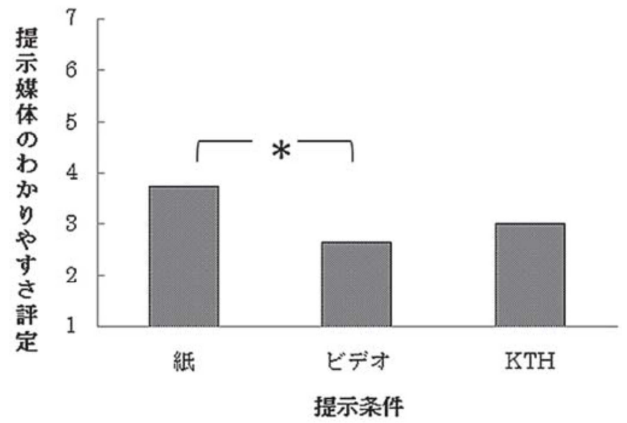
- ① **A01-001 唐沢班（責任概念）**：唐沢班は司法における基本的概念の一つである「責任」に注目し、その歴史的展開や発達を調べるとともに、「責任」を含む教育教材の開発を目指している。唐沢らが行った実験の一つとして、以下の成果が得られた。応報的公正判断の規程要因として知られる、犯罪性、故意性、結果の重大さなどの要因に加えて、被告の道徳的人格性に関する情報を操作したところ、これらのいずれもが量刑判断に影響することが示された。また、道徳的人格性が重罪に関する量刑判断に及ぼす影響については、応報的動機と功利主義的動機の両方が媒介している可能性があるのに比べ、軽罪の場合には主に応報的動機のみが関与していることを示唆する結果が得られた (Karasawa, 2011 : *Social cognition, social identity, and intergroup relations*)。
- ② **A01-002 河合班（刑罰と犯罪抑止）**：河合班は、厳罰化・死刑に関する信念と科学的知見との関係性を調べ、市民に科学的に裏付けられた知識を提供する方法を検討している。次のように予備調査を行った。「更生保護事業に関する世論調査」（1980 年実施、内閣官房広報室）と「死刑問題に関する世論調査」（1956 年実施、内閣官房審議室）のなかから質問を抽出し、同じ質問をすることによって、長期にわたって意識が変わらないものと変わるものを峻別する。全国 1200 サンプルを多段階層化抽出し、既に 2012 年 12 月に実施、600 サンプル以上の回収を得た（河合，2013：『中間報告書』）。
- ③ **A01-003 久保山班（法教育）**：久保山班では民事紛争を題材とした、法教育のゲーム教材を作成する。刑事ゲーミング教材として、「被害者学教育ゲーム」「取り調べ場面体験ゲーム」を作成した。また、民事ゲーミング教材として、特にADR、法律相談ゲームを開発した。日本経済新聞電子版（2012 年 10 月 17 日）に掲載されている (http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK1601I_W2A011C1000000/)。
- ④ **A01-004 長谷川班（公募研究）（法教育）**：長谷川班は、小学校高学年を対象とした法教育の授業の開発を目指す。発達心理学者、教育学者、教育者、弁護士の協同により、複数の領域で独立して検討されてきた知見を融合し、子どもの発達に寄与する法教育を作成する。調査に先駆けて、法と心理学会においてワークショップを開催した。そのなかで、児童が規則（ルール）をどのように理解するかを概観し、法教育の意義と目標を明確にした（長谷川他，2012：法と心理）。

【捜査手続き】

- ④ **A02-001 高木班（被疑者面接技法）**：高木班では、虚偽自白の発生を防ぐ被疑者面接技法の作成を目指している。高木他（2012：法と心理）では、足利事件を取り上げ、被疑者取調べにおけるコミュニケーションの特性に合わせた分析の成果について議論した。特に、DNA 鑑定や精神鑑定などの科学的鑑定が、虚偽自白の生成、そしてそれが虚偽であることの発見の失敗に与えた影響について考察した。
- ⑤ **A02-002 巖島班（目撃証言の識別・尋問方法）**：巖島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。そのため、目撃証言の正確性に影響を及ぼす種々の要因について検討した。その一つである大森他（2012：法と心理学会，IEICETechnicalReport）では、痴漢事件で問題となる、触覚によって、どの程度人物の立ち位置を推定できるかについて実験を行った。実験 1 では、視覚・聴覚の両情報が遮断された状況で、背後にいる人物の位置を同定できるか、実験 2 では、どちらの手で触ったかを識別できるか

を調べた。触覚情報による判断は不正確であることが示された。

- ⑥ **A02-003 佐藤班（情報の三次元提示化）**：佐藤班では、複数回にわたって録取される供述を、情報工学的なツール（KACHINA CUBE：以下、KC）を用いて供述の分析を行うことを目指している。KCは、地域の歴史や文官に関する断片的な語りを、空間（2次元）と時間（第三の次元）から成る三次元空間に格納することで、情報を整理し、保存しようとするシステムである。山田・サトウ（2012：立命館人間科学研究）は、KCが供述の理解を促進するかどうかを、紙面で示される紙条件、供述を読み上げるビデオ条件、KC条件で比較した。対象は42人の大学生であった。供述や裁判情報に関する判断を求めたところ、KC条件ではむしろ誤答が多く、確信度も低かった（図⑥に、わかりやすさ評定の平均値を示す。*は5%水準の有意差を示す：山田・サトウ，p25より）。情報整理には優れていても、第三者には理解されにくいという特性は、今後改善していく必要がある。



図⑥：A02-003 佐藤班

【裁判員裁判】

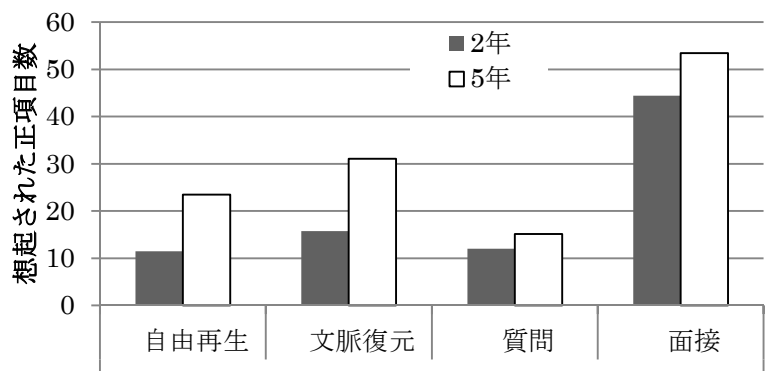
- ⑦ **A03-001 伊東班（裁判員の判断過程）**：伊東班では、裁判員による司法判断に影響を及ぼす種々の要因、特に情動的な要因について検討している。その一つである松尾・伊東（2012：法と心理学会）では、模擬裁判における有罪無罪判断において、分析的に正確な処理を行うことへの動機づけと、認知欲求レベル（個人特性）とがどのような効果をもつかを検討した。事案の判断に際し、動機づけありの参加者は、実験の最後に個人の判断とその理由を述べることで、それは録画されることが伝えられた。認知欲求レベルは質問紙により測定した。その結果、動機づけの効果はなかった。認知欲求については、認知欲求の低い参加者の方が有罪判断を行う傾向が高かった。認知欲求レベルの高低と、被告人への怒りに関連があり、怒りが判断に影響を及ぼすことが示唆された。
- ⑧ **A03-002 指宿班（可視化の制度構築と裁判員裁判）**：指宿班では、裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、提言やガイドラインの策定を行うことを目指している。指宿（2012：法と心理）では、これまでに、取調べのあり方により生じたとされる冤罪について精査し、可視化に関わる問題と論議、検察庁、警察庁の動向、心理学的課題について検討した。
- ⑨ **A03-003 佐伯班（公募研究）（量刑審理・評議の在り方）**：佐伯班では、量刑審理および評議の在り方について調査・実験を行い、実践的な提言を行うことを目指している。とりわけ、量刑判断の段階で重要となる手続二分論（有罪・無罪を判断する手続と量刑手続とを区別すべきであるとする議論）と量刑分布グラフ（以前の量刑判断の傾向を裁判員が知るために提示されるグラフ）に着目し、これらの機能や効果について検討する。佐伯（2013：中間報告書）では、それぞれの要因に関する国内外の研究を精査し、両者に共通な心理学的メカニズムとして「コミットメント」（関与することによって生じる方向付けやバイアス）があることを私的した。
- ⑩ **A03-004 石崎班（公募研究）（振り返りが評議に及ぼす効果）**：石崎班は、評議におけるコミュニケーション過程を検討する。特に、評議において裁判員が焦点化する（目を向ける）情報に偏りを生じさせる心的メカニズムの一端を明らかにする。石崎（2013：法と心理学会）では、35人の大学生に殺人事件の模擬裁判シナリオを提示し、5-6人のグループに分かれて評議してもらった。約半数は「振り返り」条件であった（事案中の内容につき、どの程度気にとめながら評議に参加したかを質問紙により尋ねることで振り返りを求め

た)。約半数は振り返りを行わなかった。条件間の差はなかったが、交互作用に有意傾向があり、振り返りが特定の情報への焦点化を促した可能性が示唆された。ただし、そのような焦点化は必ずしも法的判断にとって適切ではなく、「振り返る」内容の吟味が重要な課題となることが示された。

- ⑭ **A03-005 山崎班（公募班）（検察審査会）**：検察審査会では、検察官が事件の被疑者を起訴しないことの妥当性について、市民11人が判断する。山崎班の目的は、検察審査員（市民）が行う判断（起訴・不起訴・不起訴不当）を規定する要因を明らかにすること、そして、検察審査会での議決の妥当性を議論するうえで基盤となる実証的知見を提供することである。山崎（2013：『中間報告書』）は、検察審査会に参加したことのある市民に対し調査を行い、実際に審査に当たった人であっても、事前には審査会に関する知識をもっていないことを明らかにした。また、審査会の結果、実際裁判に付された事案について大学生を対象とした調査を行い、その判断の背景として、処罰感情があることを示した。

【司法と福祉】

- ⑨ **A04-001 仲班（司法面接）**：仲班は認知・発達心理学の視点に立ち、虐待被害の疑いのある子どもへの事情聴取の方法（司法面接法）を確立するとともに、司法と福祉の連携のあり方を検討することを目指している。仲（2012：心理学研究）では249人の小学2年生と小学5年生に映像を提示し、(a)自由再生、(b)文脈復元を伴う自由再生、(c)誘導的な質問、(d)オープン質問による個別面接のいずれかで情報を聴取した。その結果、1度目の面接では、(d)が最も多くの正確な情報を引き出すこと、5年生では文脈復元の方略の効果も見られること（図⑨参照のこと：仲(2012)より）、誘導質問は応答に制約をつけること等が、見出された。



図⑨：A04-001 仲班

- ⑩ **A04-002 石塚班（犯罪者・非行少年の処遇）**：石塚班は、発達障がいをもつ者などへの処遇のありかたを検討し、人間科学の知見の活用を考える。これまでに、処遇・矯正に関して重要なトピックを4つ取り上げ（すなわち、発達障害、性犯罪者、薬物依存症者、刑事施設での宗教活動）、これらにつき情報収集を行った。これらを踏まえ、調査研究の計画を立てた。
- ⑮ **A04-003 櫻井班（公募班）（カルト被害）**：カルト被害の救済は、民事の損害賠償請求訴訟によるところが大きく、被害者の精神的回復にはカウンセリングや自助グループへの参加が効果的である。櫻井班は、こういった心理的・社会的プロセスを、レジリエンスにも着目しつつ、裁判、カウンセリング、自助グループ活動において捉えることを目指す。大畑・櫻井（2012：『大学のカルト対策』）では、特に大学でのカルト対策を、社会学、宗教学、教育学などの観点から論じた。
- ⑯ **A04-004 唐沢班（公募班）（犯罪被害者）**：唐沢班は、人々が行う、犯罪被害者や遺族の心の推論、および、被害者自身が行う「他者からの心の推論」に関する推論（メタ推論）に焦点を当て、その特性や対人態度への影響を解明する。このことを通して、被害者が望む周囲からの理解と支援が提供される環境構築、教育プログラム構築を目指す。例えば、唐沢班の白岩他（2012：社会心理学研究）では、被害者がどのように認知されるかを調査し、しばしば「隙」「落ち度」「責任」といったネガティブな帰属ラベルが与えられることを明らかにした。
- ⑰ **A04-005 安田班（公募班）（DV被害）**：安田班は、DV支援について調査・検討を行う。特に、各地域内外での

現場支援者間や、福祉・心理と弁護士（司法）といった異なる専門家間での連携について調査し、DV支援の展開可能性を把握する。安田（2012：対人援助学会）では、「DV被害母子への支援の実態と可能性 ー福祉・心理、行政、司法はいかに連携しうるのか」についてのワークショップを企画した。

- ⑱ **A04-006 田中班（公募班）（司法面接）**：田中班は、司法面接における子どもの応答の特徴を、特に、困難とされやすい6歳前後の子どもの対象とし、検討する。田中（2011：子どもの虐待とネグレクト）では、子どもの証言の信用性に関する文献研究を行った。子どもの証言の信用性を、語り・コミュニケーションや記憶の発達の観点から論じ、親子の対話におけるオープンな質問やエコーイング、あいづちなどが子どもの報告を促進することを示している。

8. 研究成果の公表の状況（主な論文等一覧、ホームページ、公開發表等）（5 ページ程度）

現在実施している新学術領域研究（公募研究含む）の研究課題を元に発表した研究成果（主な論文、書籍、ホームページ、主催シンポジウム等の状況）について具体的に記述してください。論文の場合、計画研究・公募研究毎に順に記載し、研究代表者には二重下線、研究分担者には一重下線、連携研究者には点線の下線を付し、corresponding author には左に*印を付してください。また、一般向けのアウトリーチ活動を行った場合はその内容についても記述してください。

A01-001 責任概念

【書籍】

Karasawa, M. (2011). Categorization-based versus person-based explanations of behaviors: Implications from the Dual-Process Model. In . R. M. Kramer, G. J. Leonardelli, & R. W. Livingston (Eds.), *Social cognition, social identity, and intergroup relations: A Festschrift in honor of Marilynn B. Brewer*. New York: Psychology Press, 9-26.

唐沢 穰・村本由紀子 (2011). 展望 現代の社会心理学 3 社会と個人のダイナミクス. 誠信書房.

奥田太郎 (2012). 倫理学という構え—応用倫理学原論. ナカニシヤ出版.

【論文】

浅井暢子・唐沢 穰 (2013). 物語の構築しやすさが刑事事件に関する判断に与える影響. *社会心理学研究*, 28, 137-146.

Goto, N. & Karasawa, M. (2011). Identification with a wrongful subgroup and the feeling of collective guilt. *Asian Journal of Social Psychology*, 14, 225-235.

八田武志・八田武俊・戸田山和久・唐沢 穰 (2011). 神経科学の誤信念の修正は講義を通じて可能か? *人間環境学研究*, 9(1), 41-46.

唐沢 穰 (2013). 「正義」への心理学的アプローチの可能性—法と正義の心理学的基盤・コメント2（企画関連ミニシンポジウム I 「法と正義の心理学的基盤」）. *法社会学*, 78, 175-185.

松村良之 (2013). 「法学の視点から—法と正義の心理学的基盤・コメント1—」（企画関連ミニシンポジウム I 「法と正義の心理学的基盤」）. *法社会学*, 78, 166-174.

松村良之・木下麻奈子・太田勝造・山田裕子 (2011). 裁判員制度と刑事司法に対する人々の意識—2011年第2波調査に基づいて. *北大法学論集*, 62(4), 1110-1025.

奥田太郎 (2013). 災害廃棄物の倫理学への試論—〈負〉の財としての廃棄物から復興・減災を考える—. *哲学と現代*, 28, 78-97.

Ota, S., Kinoshita, M., Yamada, H., & Matsumura, Y. (2012). Japanese Attitudes Toward the Lay Judge System and Criminal Justice: Based on the Second Survey Conducted in 2011. *千葉大学法学論集*, 27(1), 178-282.

Singh, R., Simons, J. J. P., Self, W. T., Tetlock, P. E., Zemba, Y., Yamaguchi, S., Osborn, C. Y., Fisher J. D., May, J., & Kaur, S. (2012). Association, Culture, and Collective Imprisonment: Tests of a Two-Route Causal-Moral Model. *Basic and Applied Social Psychology*, 34, 269-277.

菅さやか・唐沢 穰 (2011). コミュニケーション場面における社会的文脈の知覚が情報伝達に与える影響. *人間環境学研究*, 9(1), 21-26.

膳場百合子 (2011). 組織の責任—日本人の判断の特徴—. *早稲田大学創造理工学部人文社会科学研究*, 51, 147-161.

膳場百合子・石井晋 (2011). 消費者保護と企業—パロマ工業事故判決に対する理工系学生の反応—. *学習院大学経済学論集*, 48(2), 129-141.

Zemba, Y. & Young, M. J. (2012). Assigning credit to organizational leaders: How Japanese and Americans differ. *Journal of Cross-Cultural Psychology*, 43, 899-914.

【公開研究会】

- 第1回 研究会 2011年10月2日 (名古屋大学)
第2回 研究会 2011年11月1日 (名古屋大学)
第3回 研究会 2011年12月16日 (名古屋大学)
第4回 研究会 2011年12月17日 (名古屋大学)
第5回 研究会 2012年5月27日 (名古屋大学)
第6回 研究会 2012年8月29日 (早稲田大学)
第7回 研究会 2012年12月22日 (奈良大学)

A01-002 刑罰と犯罪抑止

【書籍】

- 平山真理・内藤大海・辻本典夫・公文孝佳・伊藤睦 (2011). 橋本雄太郎 (編著) 刑事訴訟法入門. 八千代出版.
岩下雅充・大野正博・亀井源太郎・公文孝佳・辻本典夫・中島宏・平山真理 (2013). 刑事訴訟法教室. 法律文化社. (9月出版予定)
河合幹雄 (2011). 治安と不安のポリティクス. 杉田敦(編) 政治の発見 7 守る—境界線とセキュリティーの政治学 第5章, 131-157, 風行社.
河合幹雄 他 (2012). 第二章 法と社会システム. 松下育夫・守弘仁志 (編) 社会理論と社会システム, 13-22, 学文社.
河合幹雄 (監修) 遠藤ゆかり (訳) (2012). ベルナル・ウダン (著) 殺人の歴史. 創元社.

【論文】

- 平山真理 (2012). 刑事裁判の劇場化と「感情を揺さぶる証拠」. 齊藤豊治先生古稀祝賀論文集 刑法理論の探究と発見, 成文堂, 323-340.
平山真理 (2012). ジェンダーと裁判員制度—性犯罪裁判員裁判をめぐる課題. ジェンダー法学会(編) 講座 ジェンダーと法 第3巻 暴力からの開放, 日本加除出版.
Hirayama, M. (2012). Lay Judge Decisions in Sex Crime Cases: The Most Controversial Area of Saiban-In Trials. *Yonsei Law Journal*, Vol.3 No.1 (May 2012), pp.128-160.
Hirayama, M. (2013). Sentencing and Crime Policy for Sex Offenders in Japan - Possible Impacts of the Lay Judge System. in Karen Harrison and Bernadette Rainey (eds.), *The Wiley-Blackwell Handbook of Legal and Ethical Aspects of Sex Offender Treatment and Management*, Wiley-Blackwell, 168-179.
平山真理 (印刷中). 阪神・淡路大震災後の犯罪現象と関東大震災後の犯罪現象の比較. 大災害と犯罪, 法律文化社.
河合幹雄 (2011). 法学教育の見直しとエリートの役割変化. 學士會会報, 888, 26-30.
河合幹雄 (2011). 司法取引と日本社会・文化との相性. 日本刑法学会 刑法雑誌, 50(3), 381-390.
河合幹雄 (2012). 日本における強盗防犯の成功. 青少年問題, 646, 14-19.
- ### 【記事】
- 河合幹雄 (2011). 取り調べの可視化—映像の副作用を危惧— 6面コラム「各自核論」. 北海道新聞, 2011年7月23日夕刊.
河合幹雄 (2011). 行き詰まる高齢受刑者処遇—出所後の支援体制強化を— 6面コラム「各自核論」. 北海道新聞, 2011年3月5日夕刊.
河合幹雄 (2011). 危ない暴力団排除条例—対象はヤクザではなく一般人— 週刊金曜日, 871, 56-57.
河合幹雄 (2011). 死刑制度を残しつつ執行しないのが理想だ. WEBRONZA, 2011/12/29.

- 河合幹雄 (2011). 裁判結審はオウム事件の最終解決か? WEBRONZA, 2011/11/25.
- 河合幹雄 (2011). 予想外の第三者委員会の結論に慌てた九電. WEBRONZA, 2011/10/25.
- 河合幹雄 (2011). バランス感覚と新しい秩序. WEBRONZA, 2011/9/27.
- 河合幹雄 (2012). 少年死刑確定: 誰が反省不十分なのか. WEBRONZA, 2012/02/23.
- 河合幹雄 (2012). 警察現場のやりがいを取り戻せ. WEBRONZA, 2012/04/16.
- 河合幹雄 (2012). 名張毒ブドウ酒事件とO J シンプソン事件. WEBRONZA, 2012/06/01.
- 河合幹雄 (2012). 反省した裁判官と、正義感なき検察. WEBRONZA, 2012/06/21.
- 河合幹雄 (2012). PC 遠隔操作、裁判官の能力は十分か. WEBRONZA, 2013/04/19.

A01-003 法教育

【論文】

- 荒川歩・久保山力也・新井龍太郎 (2011). 刑事事件についての発言能力を創出するー「裁判員裁判ゲーム小学校高学年版」の開発とその可能性. シミュレーション&ゲーミング, 21, 125-130.
- 久保山力也 (2011). 法教育の「新たな」可能性と「くらしの法律家」の実質化. 法社会学, 75, 157-186.
- 久保山力也・藤本亮 (2011). 韓国法社会学研究の動向. 法社会学, 75, 207-213.

【公開シンポジウム】

- 井門正美・久保山力也 (2013). いじめ問題プロジェクトーいじめ・人権・教育・法ー. 秋田大学教育文化学部, 3月3日.
- 久保山力也・井門正美・荒川歩・松尾正博・松尾真悟・ユン イルジュン (2012). ゲーミング法教育の思想と行動ーコアコンテンツの開発と方法としてのメディアー. 2012年度日本法社会学会, 京都女子大学(京都), 5月12日.

A02-001 被疑者面接技法

【論文】

- Mori, N. (2011). Where are we going beyond the archive metaphor? Culture & Psychology, 17(1), 11-19.
- 高木光太郎・原聰・大橋靖史・渡辺由希・徳永光 (2012). 「司法事故調査」的事例研究への心理学的アプローチ (2)ー足利事件における虚偽自白生成及び発見失敗に科学鑑定が与えた影響を中心に. 法と心理, 12, 45-49.
- 脇中洋 (2013). アスペルガー障害等を有する被告人の犯行経緯および更生に関する発達心理学的鑑定意見書. 大阪高等裁判所提出, 1-22.
- 脇中洋 (2013). ある性的被害者の供述分析(2). 人権教育研究, 21, 1-41.
- 脇中洋 (2013). 知的障害者の取調べに関する法心理学的検討. 哲学論集, 59, 1-22.
- 脇中洋・山田早紀・大倉得史・上宮愛・村本邦子 (2012). 被害者供述に対する三つのアプローチ. 法と心理, 12, 72-77.

A02-002 目撃証言の識別・尋問方法

【論文】

- 大森馨子・巖島行雄・五十嵐由夏・和氣洋美 (2012). 手はどのように知覚されるのか?ー臀部における触判断の検討ー電子情報通信学会技術研究報告, HIP2012, Vol.112, 27-31.
- 太田信夫・巖島行雄 (2011). 現代の認知心理学 2 記憶と日常. 日本認知心理学会監修. 北大路書房.
- Yamada, R. & Itsukushim, Y. (in press). The schema provokes a discrepancy of false recollection between

actions and objects in an everyday scene. *Scandinavian Journal of Psychology*.

Yamada, R. & Itsukushim, Y. (in press). The effects of schema on recognition memories and subjective experience for action and object. *Japanese Psychological Research*.

【公開研究会】

2012/11/9. ミュンスターバーグの on the witness stand の翻訳について. 聖心女子大学.

2012/11/24. 帝銀事件における目撃証言の検証. 日本大学.

2013/1/19. 傷害致死事件における目撃の傍聴およびその評価. 金沢あおぞら法律事務所.

2013/2/22. 連続強姦未遂事件における目撃証言の検討. 日本大学.

A02-003 供述の三次元地層モデリング

【書籍】

日高友郎・滑田明暢・サトウタツヤ (2011). 厚生心理学と質的研究法—当事者（性）と向き合う心理学を目指して—（共同対人援助モデル研究2）. 立命館大学人間科学研究所.

Jaan, V.・サトウ タツヤ 監訳 (2013). 新しい文化心理学の構築——〈心と社会〉の中の文化. 新曜社.

Nameda, A., Wakabayashi, K., Nakatsuma, T., Hatano, T., Saito, S., Inaba, M., & Sato, T. (2012). Towards Social Application and Sustainability of Digital Archives: The Case Study of 3D Visualization of Large-scale Documents of the Great Hanshin-Awaji Earthquake. In Jieh Hsiang (Ed.), *Essential Digital Humanities: Defining Patterns and Paths*, NTU Press, 213-230.

サトウタツヤ (2012). 学融とモード論の心理学——人文社会科学における学問融合をめざして. 新曜社.

サトウタツヤ (2013). 質的心理学の展望. 新曜社.

サトウタツヤ・木戸彩恵・若林宏輔 編 (2012). 社会と向き合う心理学. 新曜社.

サトウタツヤ・鈴木朋子・荒川歩 (2012). ポイントシリーズ 心理学史. 学文社.

サトウタツヤ・渡邊芳之 (2011). あなたはなぜ変わらないのか: 性格は「モード」で変わる 心理学のかしこい使い方. 筑摩書房.

安田裕子・サトウタツヤ 編 (2012). TEMでわかる人生の径路——質的研究の新展開. 誠信書房.

【論文】

荒川 歩・安田 裕子・サトウタツヤ (2012). 複線径路・等至性モデルの TEM 図の描き方の一例. 立命館人間科学研究, 25, 95-107.

呉宣児・竹尾和子・片成男・高橋登・山本登志哉・サトウタツヤ (2012). 日韓中越における子ども達のお金・お小遣い・金銭感覚: 豊かさと人間関係の構造. 発達心理学研究, 23, 415-427.

破田野智己・斎藤進也・山田早紀・滑田明暢・木戸彩恵・若林宏輔・山崎優子・上村晃弘・稲葉光行・サトウタツヤ (2012). 政策決定過程の可視化と分析にむけて: 議論過程のシミュレーションとその KTH キューブによる表現. 立命館人間科学研究, 24, 21-33.

稲葉光行 (2012). 子どもを中心とした活動システムのつながりと地域創造. 活動理論の可能性と課題, 4-5.

小出治都子・斎藤進也・稲葉光行 (2013). 化粧文化の様相—コンピュータによる化粧品雑誌広告の可視化と分析—. アート・リサーチ, 13, 17-36.

Nameda, A., Wakabayashi, K., Nakatsuma, T., Hatano, T., Saito, S., Inaba, M. & Sato, T. (2012). Learning Lessons from Natural Disaster: Visualizing and Understanding Digital Archives for Great Earthquake in Eastern Japan. *Proceedings of 4th International Conference of Digital Archives and Digital Humanities*, 95-114

岡田悦典 (2011). 2011 年学界回顧・刑事訴訟法. 法律時報, 83(13), 229-240.

- 岡田悦典 (2011). 必要的弁護. 井上正仁・大澤裕・川出敏裕編『刑事訴訟法判例百選』, 116-117.
- 岡田悦典 (2011). 裁判員選任手続における説明・宣誓の手続と検察官・弁護人の出席. 速報判例解説, 9, 177-180.
- 岡田悦典 (2011). 接見交通権における秘密性の基礎. 浅田和茂ほか編『村井敏邦先生古稀記念論文集・人権の刑事法学』, 306-328
- Okada, Y. (2011). The Present Situation of Lay Judge System in Japan and Japanese Recognition. *Sogang Journal of Law and Business*, 1(3), 107-151.
- 岡田悦典 (2012). 弁護人に対する証拠開示命令請求棄却決定に対する即時抗告定期期間の起算日. 平成 23 年度重要判例解説 ジュリスト 4 月臨時増刊, 183-184.
- 岡田悦典 (2012). 裁判員制度実施に係る司法行政事務への関与と忌避事由. 法学教室・別冊付録・判例セレクト 2011〔II〕, 378, 39.
- 岡田悦典 (2012). State-v. Henderson, 27 A 3d. 872 (N.J., 2011). アメリカ法, 2012/1/1, 210-215.
- 岡田悦典 (2012). 統合捜査報告書と合意書面. 季刊刑事弁護, 70, 23-26.
- サトウタツヤ (2011). 司法臨床の可能性 ; もう一つの法と心理学の接点をもとめて. 法と心理, 11, 26-37.
- サトウタツヤ (2012). 「法心理学」及び「司法臨床」の展開と可能性 . 香川法学, 32, 223-257.
- Sato, T., Nakatsuma, T., & Matsubara, N. (2012). Influences of G. Stanley Hall on Yuzero Motora as the First Psychology Professor in Japan. How kymograph as a motor made enough energy to power Motora's career in psychology. *American Journal of Psychology*, 125, 395-407.
- サトウタツヤ・若林宏輔 (2011). 取調べ可視化論の心理学的検討. 法律時報, 83(2), 2-11.
- 白井美穂・サトウタツヤ・北村英哉 (2011). 複線径路・等至性モデルからみる加害者の非人間化プロセス—「Demonize」と「Patientize」—. 法と心理, 11, 40-46.
- 若林宏輔・サトウタツヤ (2012). 同一の出来事を異なる方向から見た目撃者間の一方向的同調効果. 立命館人間科学研究, 24, 21-33.
- 若林宏輔・サトウタツヤ (2012). 寺田精一の実験研究から見る大正期日本の記憶研究と供述心理学の接点. 心理学研究, 83(3), 174-181.
- 山田 早紀・サトウタツヤ (2012). 供述調書の理解を促進するツールの有用性の検討—裁判員の理解支援をめざして—. 立命館人間科学研究, 25, 15-31.

A03-001 裁判員の判断過程

【論文】

- Hine, K., Nouchi, R. & Itoh, Y. (2011). Influence of Subjective Difficulty on the Degree of Configural and Featural Processing in Face Recognition. *Japanese Psychological Research*, 53, 246-257.
- 瀧野貴生 (2012). 裁判員裁判における社会記録の取調べと適正手続. 斉藤豊治先生古稀祝賀論文集『刑事法理論の探究と発見』, 成文堂, 545-570.
- 瀧野貴生 (2013). 裁判員制度と予断排除原則の本質—裁判員制度見直しに向けて. 立命館法学, 345・346号下巻, 671-696.
- Itoh, Y. (2012). Two modes of processing in visual memory, category learning, and judicial judgment. *Logic and Sensibility*, 121-134.
- Matsuo, K., Cho, Y-H., & Itoh, Y. (2011). Effects of frustration and temporal distance on altruistic behavior. 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要, 71, 65-80.
- 松尾加代 (2012). 情報処理の方法と刑事裁判の原則説明が裁判員の判断に及ぼす影響. 人間と社会の探究 : 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要, 74, 127-130.

松尾加代 (2012). Law and Society Association, 2012 Annual Meeting に参加して. 法と心理, 12(1), 115-116.

三浦太志 (2012). 直前の挿入課題が再認判断に及ぼす影響の検討. 人間と社会の探求：慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要, 74, 123-126.

三浦太志・伊東裕司 (2012). 実在および架空のブランド名を用いたリベレーション効果の比較. 認知心理学研究, 10, 49-55.

三浦太志・伊東裕司 (2013). ブランド名のリベレーション効果の持続：ブロック間比較を用いた検討. 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要, 73, 39-48.

【公開シンポジウム】

伊東裕司・松尾加代・佐伯昌彦・綿村英一郎 (2013). 裁判員裁判と心理学—心理学的研究は何を語るのか？慶應義塾大学, 3月17日.

A03-002 可視化の制度構築と裁判員裁判

【書籍】

指宿信 (2011). 取り調べの可視化へ！ 日本評論社.

【論文】

指宿信 (2012). 取調べの“高度化”をめぐる. 法と心理, 12, 23-26.

指宿信 (2013). 証拠開示をめぐる日米の落差：最高検メモ廃棄通知と米国司法省指針を比較して. 法律時報, 85(4), 85-95.

若林宏輔・指宿信・小松加奈子 他 (2012). 録画された自白：日本独自の取調べ録画形式が裁判員の判断に与える影響. 法と心理, 12, 89-97.

【公開研究会】

第11回 被疑者取り調べ録画研究会. 京都弁護士会, 2012年7月6日.

第12回 被疑者取調べ録画研究会. 京都弁護士会館, 2012年12月7日.

法と心理合同研究会. 鹿児島大学, 2013年3月23日.

第13回 被疑者取り調べ録画研究会. 「取調べの可視化と被疑者への面接法」京都弁護士会館, 2013年6月7日.

A04-001 司法面接

【書籍】

白石紘章・仲真紀子 (2011). 認知面接. 越智啓太ほか (編著) 法と心理学ハンドブック. 朝倉書店.

白取祐司 (2012). 刑事訴訟法 (第7版). 日本評論社.

白取祐司 (2012). 刑事訴訟法の理論と実務. 日本評論社.

白取祐司 (2013). 刑事司法における心理学・心理鑑定の可能性. 日本評論社.

仲真紀子 (2011). 法と倫理の心理学：心理学の知識を裁判に活かす・目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言-. 培風館.

仲真紀子 (2011). 子どもの目撃証言. 越智啓太ほか (編著) 法と心理学ハンドブック. 朝倉書店.

仲真紀子 (2011). 認知心理学授業 認知心理学教育の視点とスキル. ナカニシヤ出版. pp. 52-53.

仲真紀子 (2011). 供述心理学 (pp. 522-523), 司法面接 (pp. 526-527), 松原達哉 (編) カウンセリング実践ハンドブック. 丸善.

仲真紀子 (2011). 法律. 子安増生・齋木潤・友永雅己・大山泰宏 (編) 京都大学子どもの目撃証言. ナカニシヤ出版. pp. 276-278.

仲真紀子 (2011). 司法面接と可視化. 指宿信 (編著) 取調べの可視化へ！ 日本評論社.

- 仲真紀子 (2011). 目撃証言. 発達科学入門. 東大出版会. pp.78-100.
- 仲真紀子 (2011). 法と認知科学. 石口彰 (監) 認知心理学演習テキスト 応用・実践編. オーム社.
- 仲真紀子 (2011). 嘘ではない嘘, 本当ではない本当. 世界思想, 38 春, 29-32.
- 仲真紀子 (2011). 書評「犯罪心理学 - ビギナーズガイド: 世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から」. 青少年問題, 642 号(58 巻), 62. (青少年研究会. 自著を語る) .
- 仲真紀子 (2011). 法と心理学と面接法. 家庭科教育, 23, 8-11.
- 仲真紀子 (2012). 子どもの証言と面接法, 日本心理学会 (編) 根ヶ山光一・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社. pp. 284-296.
- 仲真紀子・根ヶ山光一 (2012). あとがき: 発達を支える環境・身体・心の視点から. 日本心理学会 (編) 根ヶ山光一・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社. pp. 297-298.
- 仲真紀子 (2012). 子どもの証言をどう得るか-司法面接法の研究. 北海道大学 (編) 知のフロンティア. pp. 8-9.
- 仲真紀子 (2012). 法と人間科学. 科研費 NEWS, 2012, Vol. 1, p. 6.
- 仲真紀子 (印刷中). 目撃証言と認知. 伊東昌子 (編著) コミュニケーションの認知心理学. ナカニシヤ出版.
- 仲真紀子・根ヶ山光一 (責任編集) 日本心理学会 (編) (2012). 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社.
- 根ヶ山光一・仲真紀子 (2012). 発達を支える身体・認知・情動. 日本心理学会 (編) 根ヶ山光一・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社. pp. 1-4.
- 【論文】**
- Fletcher-Flinn, C. M., Thompson, G. B., Yamada, M., & Naka, M. (2011). The acquisition of phoneme awareness in children learning the hiragana syllabary. *Read and Writing*, 24, 623-633.
- 白取祐司 (2012). 刑事訴訟法における価値選択の諸相—20世紀型対立図式と21世紀型対立図式. 法学セミナー, 687, 34-38.
- 白取祐司 (2011). 「推認」有罪の説得力を問う. 世界, 824, 57-61.
- 白取祐司 (2011). 日本の裁判員裁判の現状と課題. 法学研究 (韓国・釜山大学紀要), 52(4), 99-115.
- 白取祐司 (2011). 刑事司法における心理鑑定の可能性. 村井敏邦先生古稀記念論文集『人権の刑事法学』(日本評論社), 577-595.
- 白取祐司 (2012). フランス刑事証法と事実認定. 三井誠先生古稀祝賀論文集 (有斐閣), 775-795.
- 城下裕二 (2012). 迷惑防止条例違反の事案について、長期の未決勾留に先立つ捜査機関の手に違反があったことも考慮して、懲役4月の求刑に対して被告人を罰金50万円に処した事例. 速報判例解説 (新・判例解説 Watch), Vol.11, 139-142.
- 城下裕二 (2013). 犯罪被害者と量刑—量刑の本質論—実体刑法の視点から. 刑法雑誌, 52(3), 66-78.
- 城下裕二 (2013). 確定判決前後の犯行にそれぞれ懲役24年と懲役26年の刑を言い渡し、両者を併科した事例. 速報判例解説 (新・判例解説 Watch), Vol.12.
- 城下裕二 (2011). 裁判員裁判における量刑の動向と課題. 犯罪と非行, 170, 60-85.
- 城下裕二 (2011). 医療観察法における対象行為の主観的要件について. 町野朔ほか (編) 『刑法・刑事政策と社会福祉 岩井宜子先生古稀祝賀論文集』(尚学社), 99-117.
- 城下裕二 (2012). 生体移植. シリーズ生命倫理学編集委員会 (編) 『シリーズ生命倫理学 第3巻 脳死・移植医療』(丸善出版), 136-155.
- 名畑康之・仲真紀子・高田理孝 (2011). 正導・誤導情報と出来事の情動性が事後情報効果に及ぼす影響. 法と心理, 10(1), 123-130.
- 仲真紀子 (2011). 目撃証言. 日本児童研究会 (編). 児童心理学の進歩 2011年版, 50, 78-100.

- 仲真紀子 (2011). 事実確認と子どものケア：感情を交えずに話を聞く事. 世界の児童と母性, 71, 41-45.
- 仲真紀子 (2011). NICHD ガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト, 13(3), 316-325.
- 仲真紀子 (2011). 嘘ではない嘘,本当ではない本当. 世界思想, 38, 29-32.
- 仲真紀子 (2012). 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. 心理学研究, 83, 303-313.
- 仲真紀子 (2012). 法と心理学会大会企画シンポジウム:エビデンスにもとづく取調べの科学化. 法と心理, 12 (1), 10-11.
- 仲真紀子 (2012). 科学的証拠にもとづく取調べの高度化：司法面接の展開と PEACE モデル. 法と心理, 12 (1), 27-32.
- Naka, M. (in press). Law and Psychology. 教育心理学年報.
- Naka, M., Okada, Y., Fujita, M., & Yamasaki, Y. (2011). Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido. Psychology, Crime & Law, 17, 621-641.
- Maki, Y., Janssen, S., Uemiya, A., & Naka, M. (2013). The phenomenology and temporal distributions of autobiographical memories elicited with emotional and neutral cue words. Memory, 21(3), 286-300.
- 尾山智子・仲真紀子 (2013). 幼児によるポジティブ、ネガティブな出来事の語り：親が出来事を選定した場合と子どもが出来事を選定した場合. 発達心理学研究, 24, 1-10.
- 多田伝生・佐藤薫・藤本真由美・小山和利・二口之則・畠中さおり・仲真紀子 (2011). 児童相談所における司法面接（事実確認面接）の在り方と課題等について. 北海道児童相談所研究紀要, 30, 1-45.
- 竹村明子・仲真紀子 (2012). 二次的コントロール概念の多様性と今後の課題. 教育心理学研究, 60, 211-226.
- 竹村明子・仲真紀子 (印刷中). 身体や健康の衰退に調和するための高齢者の対処：二次的コントロール理論を基に. 発達心理学研究.
- 瀧川真一・仲真紀子 (2011). 懐かしさ感情が自伝的記憶の想起に及ぼす影響 —反応時間を指標として—. 認知心理学研究, 9(1), 65-73.
- 上宮愛・山本健一・岡田悦典・山崎優子・仲真紀子 (2011). 録画された子どもへの面接：証拠としての価値と法廷における問題. 法と心理学, 10(1), 101-106.

A04-002 犯罪者・非行少年処遇

【論文】

- 石塚伸一 (2012). 法務大臣の職責——死刑執行を命じることは、法務大臣の職責か？ 龍谷法学, 45(2), 377-394.
- 石塚伸一 (2012). 書評・本田宏治著『ドラッグと刑罰なき統制——不可視化する犯罪の社会学』. 犯罪社会学研究, 37, 157-160.
- 石塚伸一 (2013). 刑事司法情報と法教育——裁判員時代の法教育のゆくえ——〔共同研究の趣旨〕. 刑法雑誌, 52(1), 1-15.
- 石塚伸一 (2013). 薬物政策への新たなる挑戦——日本版ドラッグ・コートを超えて. 日本評論社.
- 石塚伸一・堀川恵子・布施勇如 (2012). 死刑は残虐である——「此花パチンコ店放火事件」傍聴記. 龍谷法学, 45(1), 155-242.

公募研究

【書籍】

三木英・櫻井義秀 (2012). 日本に生きる移民たちの宗教生活ーニューカマーのもたらす宗教多元化. ミネルヴァ書房.

櫻井義秀・濱田陽 (2012). アジアの宗教とソーシャル・キャピタル. 明石書店.

櫻井義秀・大畑昇 (2012). 大学のカルト対策. 北海道大学出版会

【論文】

荒川歩・白岩祐子・唐沢かおり (2012). 犯罪被害者に対する理解を深めるための教育ゲーム：開発と実践. 法と教育, 2, 5-15.

長谷川真里・外山紀子・村松剛・梅田比奈子・松村良之・吉岡昌紀 (2012). 法教育の現状と可能性：シチズンリテラシーを考える. 法と心理学, 12, 67-71.

白岩祐子・荻原ゆかり・唐沢かおり (2012). 裁判シナリオにおける非対称な認知の検討：被害者参加制度への態度や量刑判断との関係から. 社会心理学研究, 28, 41-50.

白岩祐子・唐沢かおり (印刷中). 被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響. 実験社会心理学研究, 53.

白岩祐子・宮本聡介・唐沢かおり (2012). 犯罪被害者に対するネガティブな帰属ラベルの検討：被害者は「責任」を付与されるのか. 社会心理学研究, 27, 109-117.

9. 今後の研究領域の推進方策（2ページ程度）

今後どのように領域研究を推進していく予定であるか、研究領域の推進方策について記述してください。また、領域研究を推進する上での問題点がある場合は、その問題点と今後の対応策についても記述してください。また、目標達成に向け、不足していると考えているスキルを有する研究者の公募班での重点的な補充や国内外の研究者との連携による組織の強化についても記述してください。

以下、1. 今後の研究領域の推進方策について記述する。また、2. 領域研究を推進する上での問題と、3. 今後の活動について述べる。特に、不足している側面を補う研究者を公募班として補充することや、国内外の研究者との連携による組織の強化について述べる。

1. 今後の研究領域の推進方策

研究の目標は、期間内に、以下の3点を達成することである。

- 【1】 **基礎研究と「道具」の作成**：10の計画研究課題は、それぞれが研究の目標を追求し、新たな学術的成果を得るとともに、社会実装のための道具を作り出す。それは、【法意識と教育】の教材（①、②、③）、【捜査手続き】における事情聴取法（④、⑤）や供述の査定法（⑥）、【裁判員裁判】における実務家研修マニュアル（⑦、⑧）、【司法と福祉】における実務家研修プログラム（⑨）、処遇支援（⑩）などである。
- 【2】 **道具の使用とフィードバック**：上記の道具を、市民、実務家に提供し、社会実装するとともにフィードバックを得る。
- 【3】 **学術研究への投入**：得られたフィードバックから、さらに基礎研究を発展させる。

本領域では、この【1】【2】【3】のサイクルを期間中に少なくとも4回は繰り返し、基礎研究を充実させるとともに、知見を専門家・実務家に提供し、社会実装できる知見を生み出すことを目指している。また、総括班はその活動をリードし、支援する役割を担っている。

これまでに、上記のサイクルを2回繰り返し、以下のような成果を得ている。

- ・ 基礎研究の質や量のレベルを下げることなく、班員が、研究成果を社会に対して提供しえたこと。
- ・ 実際、より多くの専門家・実務家が参加するようになったこと。
- ・ 若手の参加も増えてきていること。

これらは、新学術領域の顕現を示すものである。国内外の評価者も、多くの領域の交流、困難だとされてきた専門性の高い領域の融合において、成果が見られると評価している。

2. 領域研究を推進する上での問題

しかし、国内外のアドバイザーからは、次のような指摘もあった。

- ・ 基礎研究の成果を社会に対し十分に提供できていない研究班も存在すること。
- ・ 質的な研究も盛り込み、また、被疑者やかつての被疑者に対する研究も含めていくこと。
- ・ 研究班の境界を越えての交流、連携を強化すること。
- ・ 国際的な情報交換が十分に行われていないこと。

そこで、これまでの“支援の拡充”、“さらなる国際化のための活動”、“質的研究のさらなる重視”といった課題への対処も含め、今後の活動方針を述べる。

3. 今後の活動

(1) 基本方針

本領域では、「基礎研究⇒知見の提供⇒フィードバックを研究に再投入」というサイクルを繰り返し、知見の社会実装を目指す。特に「知見の提供」における実務家研修は、少人数、申し込み制で行い、ロールプレイや演習、ディスカッションも含まれるプログラムが展開された。研究成果を提供し、専門家・実務家に具体的な知見・技法を知ってもらうためにも、また研究者が、専門家・実務家から、実務的な知見を得たり、意見や感想を聴取する上でも、たいへん有効だと感じている。

(2) 具体的方策

そこで、推進の方針やその方法に関しては特段大きな変更は行わず、上記の活動をより充実していきたい。

また、次に記すように、特に手薄だと考えられるテーマや領域、研究班に関しては、さらに手厚い支援を行い、さらに国際化を図る努力も行う予定である。

(2) 具体的方策

以下、上記の問題への対応策を述べ、それとの関係で25年度公募についても述べる。

- **成果が十分に出不せていない班への支援**：23-24年度の実務家研修は、すでに実績のある研究班が担ってきた。具体的には、巖島班、高木班、仲班、櫻井班などである。25-26年度は、これまでに実績がなかった班に対しても、実務家研修等の実施を支援する。総括班・支援室は、実務家研修の手順等、支援の方法が蓄積してきており、効果的な支援ができると考える。具体的には、対応する領域の専門家・実務家（弁護士、警察、検事、法務教官、法務技官、教員等）に対し、捜査・取調べ、裁判員裁判、福祉・司法等に關する知見提供を行う。また、市民・生徒等に対する法教育を提供する。
- **国際交流**：アドバイザーボードより、国際的な交流を強化するよう示唆をいただいた。法と心理学の領域では、ブル教授による実務家研修「被疑者へのビデオ録画面接の効果：面接技術の向上のためにも」（23年9月18日）や、デラハンティ教授（チャールズスタート大学）による「高い価値のある被疑者への面接：国際的心理学分析」（24年10月20日：法と心理学会）、領域代表者による国際講演（ケープタウン：国際心理学会議24年7月）などの交流はあったが、より積極的な情報発信、情報交換が望まれる。25、26年度は、(a) 英語によるホームページの充実、(b) 国際セミナーの開催、(c) 英語による報告書を取り入れ、国際化を強化する。
- **観察を含む質的研究の重視**：質的研究は、実際には鑑定書や意見書の作成のかたちで行われてきた。しかし、目的外利用の壁があり、研究課題とすることが困難であった。しかし、個別の事例についての研究は、法と人間科学の推進のために欠かすことはできない。また、近年「法と心理学」では、個人情報等の扱いに留意し、鑑定書を研究報告として掲載するようにもなっている。法と人間科学でも、専門家・実務家が個別の事案を相談し、それを通して直接被疑者等と接触できる機会を促進するための研究者データベースを作成する。
- **若手かつ長所を強める公募班**：25年度は、公募を行う。前回と同様、若手の採用を重視するとともに、次のような能力をもつものを重視した審査を行う。第一は、国外発信できる研究者の採用を重視したい。第二に、質的研究や、被疑者にアクセスできる研究者があれば、その研究課題を重視する。

以上の研究を遂行するために要する経費は以下の通りである。

	26年度	27年度	【1】実務家研修	【2】シンポジウム・研究会	【3】模擬裁判	【4】合宿	【5】HPニュース・通信
設備備品費	0	0					
消耗品							
媒体 (SDカード、DVD)	300	200	資料作成	資料作成	資料作成	資料作成	記録
電池	200	200	記録	記録	記録	記録	
文具・用紙等	400	400					
旅費							
国外旅費 (2人×600千円)	1200	1200		国際会議参加			
国外研究者招聘 (2人×600千円)	1200	1200		国外より招聘			
総括班国内旅費 (11人×200千円)	2200	2200	総括班旅費	総括班旅費	総括班旅費	総括班旅	
国内研究者招聘 (2人×100千円)	200	200	国内より招聘	国内より招聘	国内より招聘	室員旅費	
室員国内旅費 (8人×100千円)	800	800	室員旅費	室員旅費	室員旅費		
謝金等							
雇用謝金 (2人×12月)	4020	4020	室員給与	室員給与	室員給与	室員給与	室員給与
実務家研修等補助 (1千円×120時間)	120	120	講師謝金	講師謝金	講師謝金		
実務家研修等謝金 (8人×20千円)	160	160	補助者謝金	補助者謝金	補助者謝金		
その他							
印刷費	400	500	ポスター印刷	ポスター印刷	ポスター印刷		ニュース
郵送	200	200	郵送	郵送	郵送		通信印刷
模擬裁判記録・書き起こし	800	800			書き起こし		郵送
施設使用料	200	200	施設使用料	施設使用料	施設使用料	施設使用料	

10. 組織変更等の大幅な計画変更がある場合は当該計画（研究代表者の変更は真にやむを得ない場合に限る）（2～5ページ程度）【非公開】※本欄に記載の計画研究については、全て3年度目の審査の対象となります。

領域内の計画研究の研究代表者の交替や組織体制に大幅な変更がある場合（新しく計画研究を追加する場合や既存の計画研究を廃止する場合、領域全体の交付予定額の範囲内で各計画研究の研究経費を変更する場合（計画研究に係る経費を減額し、公募研究に係る経費を増額する場合等））には必ず記入してください。その際、以下の点を含めてください。

- ・計画研究を追加する場合は、追加の必要性、その計画研究が領域内で果たす役割、他の計画研究への影響等
- ・計画研究を廃止する場合は、廃止の理由、当該計画研究を廃止しても領域として支障がないことの説明等
- ・研究代表者の交替の場合は、交替の必要性、新旧の研究組織の異なる点（組織構成、領域内で果たす役割等）、新たに研究代表者になろうとする者が、旧研究代表者に替わって研究を実施できることの根拠、妥当性及びその者の研究業績等
- ・計画研究に係る経費と公募研究に係る経費の額の変更については、その必要性、1回目の公募研究の応募・採択状況等（公募研究に係る経費を減額して計画研究に係る経費を増額する変更は真にやむを得ない場合に限る。また、公募研究の規模に係る最低基準を下回らないこと。）
- ・以上の各変更に伴う他の計画研究の研究経費の変更及びその妥当性等

変更はなし。